地名散歩

第32回　駅名に由来する地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

このタイトルを見て訝しく感じる向きもあるだろう。なぜなら「駅名は既存の地名に由来するもの」という常識が世の中に支配的だからだ。しかし、必ずしも駅名は既存の地名通りに名付けられるわけではない。

その代表例のひとつが西武新宿線（開業時は村山線）の花小金井駅だろうか。「小金井」と名乗りながらも東京都小金井市にあるわけではなく、所在地は隣の小平市である。今でこそ「花小金井一丁目」という住所になっているけれど、駅が開設された昭和２年（1927）４月16日の時点では、北多摩郡小平村の「大字野中新田与右衛門組」と称した。

地図を見ると一目瞭然なのだが、この西武新宿線の田無から小平までの区間は明らかに少し迂回して花小金井駅に立ち寄っている。地形的にもほとんど起伏のない平坦地であり、開通当時ここに目立った集落が存在したわけでもなかったから、明らかに花見の名所「小金井の桜」の近くに立ち寄ったと考えるのが自然だ。

玉川上水沿いに植えられた桜並木のある小金井橋までは、駅から歩いても1.7キロという近さなので、ここから徒歩で花見へお越しください、という当時の西武鉄道のメッセージが感じられる。もちろん野中新田与右衛門組の数少ない住民のためにわざわざ迂回して設けた駅ではないから、駅名の選択肢としては、もっぱら「小金井の桜」への最寄り駅をアピールするものとなる。したがって、花小金井という駅名は、私鉄経営の側面からすれば自明の選択であった。

この線が開通する以前、西武鉄道（旧川越鉄道）は、川越（現本川越）～所沢～国分寺という路線をもっていたのだが、大正３年（1914）から翌年にかけて、川越から東上鉄道（現東武

昭和41年（1966）以降は駅名に合わせた「桜上水」が正式な町名となっている。1:10,000地形図「世田谷」平成11年修正

車庫前（当時は北沢車庫前、のち京王車庫前）を名乗っていた頃の桜上水付近。1:10,000地形図「経堂」昭和４年測図

東上線)、所沢から武蔵野鉄道(現西武池袋線)がいずれも都心方面に便利な池袋駅と直結したため存亡の危機に見舞われており、いろいろ四苦八苦した挙げ句「独自路線」で高田馬場へたどり着くことに成功したのである。そんな状況でわずかでも乗客を増やすためには「花見迂回線」と花小金井の駅名は必須だったに違いない。

花小金井駅が誕生すると、「どちらにお住まいですか」の問いに住民は「花小金井です」と答えるようになる。特に新住民にとって、享保の改革で野中氏が出資した新田地名、しかもそれを分割して名主の名前を付した与右衛門組といった農村カラー溢れる地名を名乗るのを嫌ったのは想像に難くない。もちろんこれは筆者の想像であるが、実際に昭和7年(1932)に東京市に郊外部分が編入された際、新田地名を「都市にふさわしい町名に改める」方針が公式に示されたのは事実である。そんな背景の中で昭和37年(1962)に小平町が市制施行したのを機に、駅名に合わせた町名ー花小金井、花小金井南などが正式に誕生した。

玉川上水といえば京王電鉄の桜上水駅も同じ発想である。この駅はもともと大正15年(1926)に北沢車庫前として開業したもので、昭和8年(1933)に京王車庫前と改称された。桜上水への再改称は同12年(1937) 5月1日のことで、この日は実に京王全線で他の6駅も同時に改称されている。他の改称は、停車場前→省線新宿駅前(当時は甲州街道の路面上)、関戸→聖蹟桜ヶ丘、百草→百草園、高幡→高幡不動のように「わかりやすさ」と観光対象を前面に出して乗客を誘致しようとする経営方針が窺えるものだ。

京王車庫前という実質的で色気のないものから、満開の桜に彩られる上水風景を彷彿とさせる桜上水に変えられたことで、沿線の住宅需要も膨らんだのではないだろうか。所在地は開通当初の松沢村大字上北沢字土々原から、昭和7年(1932)の市域編入で世田谷区上北沢町二丁目を経て、昭和41年(1966)には正式に世田谷区「桜上水」という町名となった。このような例は全国的に枚挙に暇がなく、横浜市港北区新横浜、東京都江戸川区新小岩などいずれも駅名由来の町名である。

以上は、大字・町名レベルの地名であるが、市町村単位でも駅名に従った例が意外に少なくない。たとえば東久留米市などがそれである。もともと北多摩郡久留米村に武蔵野鉄道(現西武池袋線)が大正4年(1915)に駅を設置する際、福岡県の久留米駅(鹿児島本線)と区別するために「東久留米駅」としたものだが、戦後になって久留米町が市制施行する際にも、久留米市と同一を避けるため東久留米市とした。もちろん市制は建前としては違う経緯で決定されるものであるが、結果的に同じ名前になった背景には、東久留米駅が長らく住民に親しまれてきた実績が大きく影響しているに違いない。最近でも北海道広島町(広島県の入植にちなむ)が平成8年(1996)に千歳線の駅名と同じ北広島市となった例がある。鳥取県の境港市も、かつての境駅が他県の同名駅と区別するために大正8年(1919)に境港駅となったのに合わせて、昭和29年(1954)に合併した新町名を境港町(現境港市)とした経緯がある。

駅名というのは想像以上に地名政策に大きく影響しているのだ。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 694
2014 November

地名散歩　今尾　恵介

03 **事務所運営に必要な知識**
—時代にあった資格者であるために—
第28回　区分所有登記に参加していますか　2
愛知県土地家屋調査士会　伊藤　直樹

06 **第９回 国際地籍シンポジウム**

11 中部ブロック協議会広報担当者会議に参加しました

12 愛媛県土地家屋調査士会が海抜表示板を宇和島市に贈呈しました

13 新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い

14 平成25～26年度研究所研究中間報告

18 愛しき我が会、我が地元　Vol.09
秋田会／滋賀会

22 第７回しずおか境界シンポジウムを終えて

24 「研修ライブラリ」が新しくなりました！

26 会長レポート

27 土地家屋調査士の本棚
マンション・団地の法律実務

28 土地家屋調査士名簿の登録関係

29 ちょうさし俳壇

30 会務日誌

32 国民年金基金から

34 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて

36 もしもこんなことが起こってしまったら？

37 ネットワーク50
秋田会

39 土地家屋調査士新人研修開催公告
近畿ブロック協議会／北海道ブロック協議会

40 土地家屋調査士新人研修修了者
関東ブロック協議会

41 お知らせ
特定認証業務の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行について

43 編集後記

表紙写真
「筑前黒崎城趾にて」
第29回写真コンクール入選
細川　正弘●福岡会

事務所運営に必要な知識
―時代にあった資格者であるために―

第28回　区分所有登記に参加していますか　2

愛知県土地家屋調査士会　　伊藤　直樹

私の地元、愛知県内でも、年に1～2件、市街地再開発事業なる区分所有登記関連のプロジェクトが施行されます。名古屋では、東京の六本木ヒルズといった超大型事業まではありませんが、意外と地方の都市でも、再開発事業は施行されています。

私自身、これまでに数棟の受任と、相談業務だけを受け、最終の登記はほかの土地家屋調査士が申請されるケースも経験しております。

さて、都市再開発法第70条、及び同法第90条登記(以下「70条登記」及び「90条登記」という)から、土地家屋調査士の関与が始まります。

この法律では、2種類(第一種と第二種)の市街地再開発事業が規定され、土地区画整理事業と同様に、該当施行地区内の公共施設の整備を図り、土地と区分建物の整備を進めます。

ここでは、「施設建築物を必ず区分建物とする」ということが注目すべき点です。前回記述した建替円滑化法に関する取扱いは、ひとかたまりの都市再開発プロジェクトに登場する全ての建物を普通建物登記ではなく、区分所有建物として登記することにより適用できるのです。

これによって市街地再開発は、50年後、70年後のリニューアルを法律で可能とし、高度土地利用が長いスパンで繰り返されていけるのです。

総論は都市計画の専門家の方々にお任せするとして、土地家屋調査士が係る民間ディベロッパーの区分分譲マンションと、地方公共団体の公共施設等が一つの敷地上、いわゆる一つの施行地区に併存するパターンについて、事例を見てみましょう。

国土交通省管轄から独立行政法人化した機構や、地方都市が、市街地再開発事業を施行しようと再開発組合を設立し、都市計画事業に着手すると、始まりから終了まで、幾度となく権利変換計画書の作成、認可、修正が繰り返されます。

この権利変換計画の中には、従前資産、及び権利者に関する一切の事項の所有権、地上権、賃借権の詳細、評価が記載され、事業完了後の施設に対して、権利床又は保留床がどのように割り振られるかも記載されます。

以後、事業の進行に従って都市再開発法第70条の権利変換手続開始登記。同第90条第1項による権利変換の登記。そして、同第101条第1項(場合により、同第110条、第111条。更に第二種では、同第118条の21第1項)による登記を土地家屋調査士が受任し、申請します。

この登記申請、または登記嘱託のおもしろいところは、全ての拠り所となる権利変換計画書、同認可書を添付書類とし、例えば完成時の区分建物表題登記、共有部分である旨の登記、所有権保存登記＋従前資産に担保権等があった場合、新築の専有部分建物等に移行する担保権等の設定登記を、一括して土地家屋調査士と司法書士が連名にて代理人となって申請するところでしょう。

一つの申請書の中に、代理人が併記される形式を最初に見た時は、驚いたものです。

(ア)「**70条登記**」は、権利変換手続開始を、登記記録上明示し、施行地区内の土地・建物及び借地権等について、以後、権利の処分を行うことに対する制限をかけます。施行者(組合)の承認を受けなければならないことから、以後、譲渡や抵当権の設定も、承認なくしては施行者に地区内権利者は対抗できません。強い権限の予告登記といえるでしょう。

施行者である再開発組合会合に、この時点で保留床を取得する参加組合員、特定事業参加者、特定建築者が同席されるようになってきます。

また、このような再開発には、多額の資金が必要となります。

早い段階から建築工事資金の調達をどのように行うのか、参加されたいわゆる民間ディベロッパー側の意向、意匠も事業に反映されていくこととなります。

その中で土地家屋調査士が、どのように専有部分が区切りされるのか、分譲する場合に共用部分が団地全体のものか、一棟のものか、一棟の区分建物の中に商業施設が下層階、上には住宅がある複合施設棟のような場合に、一棟の内、住宅(例えば…家屋番号301番及至1806番)の専有部分のみの一部規約を定めることを提案し、これもまた権利変換計画書の修正手続において、将来の区分所有者間に混乱が起こらないように組み立てていく、このような形で参画させてもらいます。

この時点で悩ましいのが、建物滅失登記の準備です。70条登記のために土地所有者に相続が発生していたものを相続登記して、組合員を特定し、また、住所・氏名等の変更登記を行ったり、地区内外の土地分筆登記が必要となったときも、これらは全て組合が代位登記で処理できます。

さて、未登記建物の表題登記に当たって、「90条登記」前に完了させ、そして施行地区内の取り壊し対象建物が特定できたとしましょう。

5棟、10棟、場合によっては30個相当の家屋の建物滅失登記を申請することになるのですが、これは個々の負担となります。施行者からの代位申請はできません。

個々の委任状を全てお預かりして、続けて申請を持ち込みます。再開発事業の組合員である建物所有者の方々に理解をいただくのに一苦労です。

(イ)**「90条登記」**とは、施行地区内の全ての土地を表示抹消し、新しく土地表題登記組合員等の権利床、保留床名義人の「年月日都市開発法による権利変更」所有権保存登記の他、地上権、担保権等の登記も、同時に一括申請するものです。

土地所在図については、不動産登記法第14条地図としてどのように取り扱うのか、その都度管轄法務局と協議することとなっていくでしょう。

「90条登記」が申請されると同時に現地では、旧建物解体、地鎮祭、本体基礎工事が粛々と進んでいきます。

(ウ)施設建築物の工事完了公告(都市再開発法第101条登記(以下「101条登記」という。)

建物が完成し、区分建物表題登記、共用部分たる旨の登記、保存登記…は前述の一括申請です。(ア)(イ)(ウ)共、変更がある都度、修正した権利変換計画書を添付(原本は還付)して申請します。

この「101条登記」なる再開発事業の建築工事代金は、参加組合員等であるディベロッパーか、多くの住戸購入者に分譲販売したときの各住宅ローンの実行により、資金回収されることは、土地家屋調査士であれば推察できるところだと思います。

その一括申請される表題と保存登記は、権利変換計画書に記載されたディベロッパーの名義で登記記録され、敷地権付の保存名義人から各戸を、買主個人へ区分所有権を移転することが原則です。都市再開発法第88条第2項には、建築工事が完了すると、権利変換計画書において施設建築物の一部はこれを与えられると定められていた施設建築敷地の共有持分を「90条登記」で登記されていた地権者が原始取得すると明記されています。

ところで、これが完了しないと、住戸購入者の住宅ローン会社は抵当権設定登記を持ち込めないということでしょうか?登記実務上はこの抵当権設定登記も、前述の区分所有権の移転登記も、この「101条登記」と連続して申請します。

因みに、これだけ大量の一括申請は、オンライン申請では無理があり、誠に残念です。

申請が大量に登記所に持ち込まれたとしても、また、個別事件の受領証が発行されたとしても、100件から1000件分にも及ぶ同日申請は、登記完了迄に時間を要します。登記完了後の登記記録の記載内容についても、土地家屋調査士(並びに司法書士)が説明するのに苦労するところです。

しかし、この最終形を各住宅ローンの融資機関ローン担当者に説明ができなければ、当初の計画による期日までに工事代金の回収がままなりません。この連件申請中、登記待ちの購入者からの質問にも、常に対応できる土地家屋調査士でなければなりません。

さらに、ディベロッパーの要望は尽きません。参加組合員は「101条登記」の際、保留床取得に関するディベロッパー名義の所有権保存登記をすることが原則ですが、一般的な分譲マンションの登記手法と同様に、区分建物表題登記までにとどめおき、所有権保存登記は各購入者名義で行うとして差し支えないとした、他管区の事例をあげ、平成24年の秋に、購入者名義にて保存登記を「101条登記」と連件申請した事案を経験しました。課税問題は、登記代理人の領域ではありませんが、少なくとも再開発に関係する登記そのものは、ニーズに応えて変容していきます。

さて、形式としては、第一種を権利変換(等価交換)

方式、第二種を用地買収(管理処分)方式と呼びます。

主に第一種事業では、地域住民(権利床)、新しい居住者・営業者(保留床)に地方公共団体が加わり、三者の協力によって成り立つ例が多く、今後は、公嘱協会等が切り口になって、土地家屋調査士が関与していくことも期待できます。

また、再開発プロジェクトをスタートしようとする際に、土地家屋調査士の関与なくしては、登記の入口で行き詰まることをアピールして、土地家屋調査士を早い段階から参画させる風潮を全国で啓発していくことも必要です。

大規模な災害に対応するため、これからも公共施設の整備を大義として、木造密集市街地や低未利用地、狭あい道路に囲まれた区域の、抜本的な問題解決のメスとして、このような再開発事業は増えていくと思われます。そこに、土地家屋調査士の活路があるように思います。

要は、①最終の「90条登記」「101条登記」で、土地と区分建物の表題登記だけを受任して満足する。②全般的なコーディネーターとして早期からの参画によって、権利床・地権者等の関係者に対して、再開発の細部について発言・発信する。この二通りの選択がありそうですが、私は、後者に将来の土地家屋調査士像があると見ています。

昨今、滅失登記の本人申請の増加、増築登記の未放置などの現実は、建物の表示に関する登記の限界を示しているのでしょうか。

こうした中でも、土地家屋調査士の職能に触れる領域においては、しっかりと勉強をして、他の追随を許さない決意が必要です。

区分建物登記は間違いなく土地家屋調査士の領域であり、規約や分譲販売時、70年後の建替え時の区分所有者と区分所有法との整合性について、語ることができる立場にあります。

業務の範囲に在るものはこなし、更に土地家屋調査士の調整能力をもってすれば、この先、業域拡大のチャンスは、まだまだあるはずです。

若き後輩達が、五三の桐を胸に、自信をもって、都市再開発プロジェクト会合の発言リーダーとなられんことを期待します。

■参考：都市開発法(抄)■

(権利変換手続開始の登記)

第70条　施行者は、第60条第2項各号に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利変換手続開始の登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

2　前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。

3　施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

4　第2項の承認を得ないでした処分は、施行者に対抗することができない。

5　権利変換期日前において第45条第6項、第124条の2第3項又は第125条の2第5項の公告があつたときは、施行者(組合にあつては、その清算人)は、遅滞なく、登記所に、権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

(権利変換の登記)

第90条　施行者は、権利変換期日後遅滞なく、施行地区内の土地につき、従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第20号に規定する表題登記をいう。)並びに権利変換後の土地に関する権利について必要な登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

2　施行者は、権利変換期日後遅滞なく、第87条第2項の規定により施行者に帰属した建築物については所有権の移転の登記及び所有権以外の権利の登記の抹消を、施行地区内のその他の建築物については権利変換手続開始の登記の抹消を申請し、又は嘱託しなければならない。

3　権利変換期日以後においては、施行地区内の土地及び第87条第2項の規定により施行者に帰属した建築物に関しては、前2項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(施設建築物に関する登記)

第101条　施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、施設建築物及び施設建築物に関する権利について必要な登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

2　施設建築物に関する権利に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

第９回 国際地籍シンポジウム

平成26年8月26日から27日の2日間にわたり、韓国の貿易センターCOEXにおいて、100名を超える参加者の下、第9回国際地籍シンポジウムが開催されました。この国際地籍シンポジウムは、1998年に台湾で初めて開催され、それ以降、隔年で、台湾、日本、韓国の順番で開催されているもので、2年前には札幌で開催されました。

開会式は、金泰勳国際地籍学会長(大韓地籍公社副社長)による開会の辞、全萬敬國土交通部地籍再調査企劃團局長による歓迎の辞、周天穎中華民國地籍測量学会委員長による祝辞、最後に林千年日本土地家屋調査士会会長による祝辞があり終了しました。

開会式終了後、李範寛慶一大學校教授による基調演説「持続可能な土地行政のための提言」がありました。このお話の中で、故・松岡直武日本土地家屋調査士会連合会名誉会長のお話をされ、これまでの写真等もスクリーンに映しだされていました。この基調演説につきましては、日調連の戸田研究員に和訳していただいたものを後段で掲載いたしますのでご一読いただければと思います。

基調演説の後、論文発表が始まりました。今回の論文発表の方法は、1か所の会場で全ての発表を行う方法で、①地籍制度②地籍技術③地籍応用の3つのセッションに分かれており、各国6本ずつ合計18本の論文発表となりました。

「地籍制度」のセッションでは、各国の地籍制度の現状や課題等の発表、検証がされました。また、このセッションの中で、韓国の金教授により、第1回から第8回までのシンポジウムについての総括の発表があり、非常に興味深い内容で、今後のシンポジウムの開催についての参考になったと思います。

「地籍技術」のセッションでは、地籍成果の管理やその方法、UAVの地籍分野への活用、準天頂衛星を利用した測量システム、地図作成制度改革の必要性等といった今後の地籍制度を考えていくにあたり非常に興味深い内容の発表がありました。

「地籍応用」のセッションではスマートシティとオープン空間データの活用、3Dデータの活用といった地籍情報を応用活用していくにあたっての興味深い発表がありました。

発表者は、日ごろから研究している事柄について熱心に報告をされており、質疑応答も活発になされ、非常に活気のある論文発表でした。

論文のテーマ、発表者については末尾に記してありますのでご参照ください。

論文発表終了後、各国2名の方からの総評が行われました。日本からは、加賀谷副会長、宮嶋副会長がそれぞれ総評を行いました。

総評終了後、閉会式が行われ盛況のうちに2日間にわたるシンポジウムが終了いたしました。

閉会式の後、国際地籍学会定期総会及び会長の引継式が行われ、新しい会長には、次回の開催予定地である台湾の周天穎氏が就任されました。

2年後は台湾で開催する予定でありますので、皆さんも参加してみませんか。

【基調演説】

持続可能な土地行政のための提言

李　範　寛
Lee, Beom Gwan
（慶一大学校不動産地籍学科教授・
社団法人韓国地籍学会副会長）

1. 序　論

慶一大学校不動産地籍学科教授・社団法人韓国地籍学会副会長 李範寛氏

国際地籍学会会員及び参席者の皆様、お元気ですか？　今日、「持続可能な土地行政のための提言」という題目で基調演説をすることになった慶一大学校の李範寛教授です。2012年、日本の北海道札幌で第8回国際地籍シンポジウムを無事に終え、ここソウルで第9回国際地籍シンポジウムが開催されることをとても光栄に思います。

いまだ前回国際地籍シンポジウムが開催された札幌の美しい景色が目にうかびます。しかし、残念な

ことに学会創立会員として今まで継続してシンポジウムに参席されておられた一会員が今回のシンポジウムに参席することができませんでした。まさに日本の松岡直武名誉会長です。松岡名誉会長は第8回国際地籍シンポジウムをあとに、永遠に我々のそばを離れました。私はこの場を通じて、松岡名誉会長とともに過ごした第2回国際地籍シンポジウムから第8回国際地籍シンポジウムまでを追憶し、会員の皆様とともに故人の冥福を祈りたいと思います。

2. 国際地籍シンポジウムの紹介

国際地籍シンポジウムは皆様がよくご存知のとおり、韓国・日本・台湾の地籍専門家が開催する学術大会として、1997年に金相洙博士の提案で胎動しました。最初に1998年第1回国際地籍シンポジウムが台湾で開催され、第2回は2000年日本で、第3回は2002年韓国で開催されました。このように3国が隔年制で各々1回ずつシンポジウムを開催したのち、2002年、地籍専門家の集まりの名称を国際地籍学会と決定しました。

今回のソウルシンポジウムを終えると、国家別に3回ずつシンポジウムを開催した経験を持つことになります。したがって、今回のシンポジウムを終えたら、今までの国際地籍学会の活動を評価し、これをもとに今後の発展方向を模索するたいへん重要な時点になると考えます。私は国際地籍学会の新たな役割と跳躍を祈願する意味で「国際地籍学会の発展方向に関する研究」という主題で、韓国地籍学会誌に論文を掲載するところです。また、今回のシンポジウムでは、その間、開催された第1回から第8回までのシンポジウムで発表された論文に対する実態分析に共同研究者として参与し、研究結果は第1分科で発表する予定となっております。今回のソウルシンポジウムが終了すれば、この間のシンポジウムを決算し、学会の新たな跳躍方案を用意するため、国際地籍学会会員の皆様の智慧が求められるときであると考えております。

3. 第９回国際地籍シンポジウムの発表論文紹介

今回の第9回国際地籍シンポジウムは、国際社会が直面する景気沈滞の中で、どのようにすれば地籍制度が国家経済発展に、持続的に寄与することができるのかに対する方案を提示するため、大主題を持続可能な土地行政に定めました。このような大主題の設定目的を達成するために、シンポジウムは3個の分科に分かれ、18編の研究論文が1泊2日の間、活発に発表と討論が進行するのです。

論文発表の順序は分科順に進行し、第1分科は地籍制度関連分野として、3国が国別に2編ずつ総6編の論文が発表される予定であり、第2分科は地籍技術関連分野として、やはり国家別に2編ずつ総6編の論文が発表される予定で、第3分科は地籍応用関連分野として、これも国家別に2編ずつ総6編の論文が発表される予定です。

分科別に発表される論文をみると、第1分科では、地籍制度の環境変化による機会と挑戦、日本の地籍制度がかかえている歴史的研究、建物特性や地籍図幅に基盤したグラフィック地籍図上のデジタル測量方法の研究、地籍再調査事業の現況と諸問題、高雄市の三つの地籍図の再統合、国際地籍シンポジウム掲載論文の研究動向の総6編であり、第2分科では、台北市役所の土地管理のためのGISデータベースの交換と管理システム応用、超軽量無人飛行機の未来地籍分野への活用、準天頂衛星LEX帯を利用した測量システム、世界測地系基盤の地籍成果の管理方法、地図作成制度改革の必要性、境界点測量応用のためのVBS-RTK研究の総6編であり、第3分科では、民間を活用した地図づくり･地図更新の未来、スマートシティー建設のためのオープン空間データ基盤準備、地目による土地の価値分析、台南スマートシティー地形空間データプラットホーム実行計画、地上LiDARで取得した3D DATA活用に関する研究、地籍調査世界基準日本版の地上法正確度検証実験の総6編が発表される予定です。発表者の所属としては、地籍業界10名、地籍官界5名、地籍学界3名の順となっております。今回のシンポジウムも過去のシンポジウムのように、地籍業界がもっとも多くの論文を発表する予定です。発表者の皆様はその間、研ぎ磨いた研究成果を遺憾なく発表して下さることを期待しております。

4. 地籍制度の本質と地籍学問の必要性

私は、今回のソウル国際地籍シンポジウムで発表される主題と発表者の所属をみながら、地籍制度と地籍界を先導する地籍学界の役割に対する必要性を切実に実感しました。よって、地籍学界と地籍学の重要性を強調しようと思います。

地籍制度は、国家の構成要素である国土に対する各種現況を、筆地単位で調査・登録・公示・管理す

る国家の基幹制度であり基本制度です。このような地籍制度に対する本質と正体性を確保するためには、何よりも地籍学に対する教育及び研究環境が必要です。

地籍学は、物理的には一筆地を研究対象としますが、内容的には一筆地を中心に発生する地籍活動と、地籍活動の結果から発生する地籍現象を研究対象とする社会科学です。しかし、既存学界の排他的な思考と行動によって、新生分課学問である地籍学問が正しく成長するのにとても大きな障害要因として作用しています。したがって、国家別に地籍学に対する教育及び研究環境が造成されるためには、国際地籍学会の位相と役割に対する変化が切実に要求されます。まず国際地籍学会が成長するためには、会員国の地籍学界が活性化しなければならず、地籍学界が活性化するためには、会員国の地籍界が活性化しなければなりません。また、地籍界が活性化するためには、地籍界の役割分担が切実に要求されます。私は、36年間の地籍学研究経験を土台に、このような地籍界の役割分担に対する方法論を、「荷車理論」を通じて皆様に紹介したいと思います。

国家の地籍制度は、地籍学界・地籍官界・地籍業界を内包している地籍界を中心としています。よって、地籍制度の発展は地籍界の発展を土台としており、地籍界の発展は地籍学界の役割にかかっています。地籍学界は地籍官界と地籍業界という二つの車輪がまわる荷車を引っ張る主体と言えます。しかし、地籍学界がいくら重要であるとしても、地籍官界と地籍業界という二つの車輪が回らなければ前に進むことができません。また、地籍官界と地籍業界という二つの車輪が効率的に前進するためには、荷車の車輪相互間に同一の回転速度を維持させなければならず、左側に方向を変えるためには、左側の車輪の回転を止め、右側の車輪はより早い速度で回転しなければなりません。反対に、右側に方向を変えるためには、右側の回転を止め、左側の車輪をより早い速度で回転させなければなりません。

地籍学界がいくら前進しようとしても、地籍官界と地籍業界という車輪が障害物にひっかかると、前に進むことができません。そうであれば、荷車を引っ張る地籍学界は、障害物にひっかかった地籍官界または地籍業界の車輪に対する障害物を取り除いてやらなければなりません。このようにして、地籍官界と地籍業界は、地籍学界が健全に発展することができるよう、平素から各種支援を惜しまないようにしなければなりません。そして、地籍学界は地籍学理論を土台に、地籍業界と地籍官界が当面する問題点を前もって予測し、調整・解決できる方案を提示しなければなりません。

国際地籍学会は国際地籍専門家の集まりとして、地籍学理論を土台に各国に必要な望ましい地籍制度のモデルを設定し、提示しなければならないのです。国際地籍学会が各国に必要な望ましい地籍制度のモデルを提示するためには、学会内に地籍制度発展委員会等の分科が設置されなければなりません。これらの分科は各国の多様な個別性を考慮し、望ましいモデルを設定し、適用方案も提示しなければならないのです。いくら良い発展的な地籍制度のモデルでも、国家別政権の属性、経済水準、文化の違い、政治水準等、個別的特性を考慮した「多様な国家ごとに適合した地籍制度のモデル」を提示しなければならないのです。

5. 提　言

私は地籍学に対する研究経験を、国際地籍学会を通じて各国と共有することを希望しております。地籍学問に対する思想と理念、そして内容などが、各国に共有されるためには、まず国際地籍学会が活性化しなければならないと考えます。

国際地籍学会が活性化する方案として、第一、国際地籍学会会員国の拡大が切実に要求されます。第二、学会を総括指揮する学会本部事務室と国家別支会事務室を確保しなければなりません。第三、地籍学問と地籍制度発展のため定期的な学術行事の実施、学会誌発刊、学会消息誌発刊等を考慮しなければなりません。第四、以上のような事業を推進するためには、まず既存の会則に対する全面的改定がなされる必要があります。第五、以上の提案した内容を推進するため、学会内にTF（taskforce）を構成する等を提言しようと思います。

6. 結　論

以上に提示した国際地籍学会の発展的な提言が達成されるまでは、多くの時間が所要されるものと判断しますが、各国会員の皆様と地籍専門家の皆様がともに同じ目標を追求して行けたら、早い時間内に達成されるものと確信いたします。

地籍学界は、地籍制度を先導する地籍界です。各国の地籍専門家で構成された国際地籍学会が活性化することは、まさに会員国の地籍制度が活性化する

道なのです。よって、国際地籍学会の活性化方案は、まさに持続可能な土地行政が成し遂げられる道であると考えます。

今日、国際地籍学会が主催し、国際地籍学会韓国支会と大韓地籍公社が共同で主管する第9回国際地籍シンポジウムに参席し発表して下さる発表者の皆様、この間、研ぎ磨いた自身の力量を遺憾なく発揮して下さることを重ねてお願い申し上げます。そして、参席者の皆様も地籍学に対する多くの情報を聞き、感じ、共有されることを期待しております。

最後に今回のソウル国際地籍シンポジウムを通じ、韓国・日本・台湾の地籍専門家の皆様の出会いが、いっそう成熟することを祈願し、基調演説を終わります。

ご静聴、ありがとうございました。

（翻訳　戸田和章）

第９回 国際地籍シンポジウム　日程

8月26日

1.　開会式

開会の辞　　金泰勳　國際地籍學會長（大韓地籍公社副社長）
歓迎の辞　　全萬敬　國土交通部地籍再調査企劃團局長
祝　　辞　　周天穎　中華民國地籍測量學會委員長
　　林千年　日本土地家屋調査士会連合会会長

2.　基調演説　「持続可能な土地行政のための提言」

慶一大學校　李範寬 教授

3.　論文発表　１セッション（地籍制度）

①地籍制度の環境変化に応じた機会と挑戦（韓国）
　清州大學校　金榮學 教授
②日本の地籍制度が抱える歴史的課題－19世紀の土地制度改革が残した問題点－（日本）
　日本土地家屋調査士会連合会研究所　古関大樹 研究員（京都女子大学　非常勤講師）
③建物の特性や地籍幅に基づいてグラフィックスの地圖も上のデジタル測定方法の研究（台湾）
　内政部國土測繪中心　邱明全 技正
④地籍再調査事業の現状と諸問題（日本）
　日本土地家屋調査士会連合会研究所　戸田和章 研究員
⑤高雄市の三つの地図の再結合（台湾）
　高雄市政府地政局　許明斌 課長
⑥国際地籍シンポジウム掲載論文の研究動向（韓国）
　韓國福祉Cyber大學　金鴻澤 教授

8月27日

4.　論文発表　２セッション（地籍技術）

⑦台北市役所の土地管理のためのGISデータベースの交換と管理システム応用（台湾）
　臺北市政府地政局土地開發總隊　黃俊偉 課長
⑧超軽量の無人航空機の未来の地籍分野に活用（韓国）
　大韓地籍公社　空間情報研究院　李仁秀 責任研究員

⑨準天頂衛生LEX帯を利用した測量システム(日本)
日本土地家屋調査士会連合会　芦澤武 理事
⑩世界測地系ベースの地籍成果の管理方法(韓国)
大韓地籍公社　空間情報研究院　姜相求 責任研究員
⑪地図作成制度改革の必要性(日本)
日本土地家屋調査士会連合会　小野伸秋 常任理事
⑫境界点の測量　応用のためのVBS-RTK研究(台湾)
内政部國土測繪中心　劉冠岳 事務官

5.　論文発表　3セッション(地籍応用)

⑬民間を活用した地図づくり地図更新の未来～一筆の土地を繋いで地図と成す～（日本)
岐阜県土地家屋調査士会　粟野章 業務部長
⑭スマートシティの建設のためのオープン空間データ基盤用意(台湾)
逢甲大學地理資訊系統研究中心　周天穎 主任
⑮地目による土地の価値分析(韓国)
大韓地籍公社　空間情報研究院　鄭英鎭 研究員
⑯臺南スマートシティの空間データプラネットフォームの実行計画(台湾)
臺南市政府地政局　徐福成 課長
⑰地上LiDARで取得した3D DATAの活用に関する研究(韓国)
大韓地籍公社　洪城郡支社　李賢基 代理
⑱地籍調査世界標準日本版地上法精度検証実験(日本)
日本土地家屋調査士会連合会研究所　長谷川博幸 研究員

6.　総　評

徐哲洙、金幸鐘(韓国)
周天穎、江渾欽(台湾)
加賀谷朋彦、宮嶋泰(日本)

7.　閉会式

中部ブロック協議会広報担当者会議に参加しました

日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)では、広報活動を有機的に行うため本年度から各ブロック協議会において広報担当者による会議がある場合に、事情が許す限り、連合会広報部からも会議に参加させていただき、意見交換・情報交換等を積極的に行っていきたいと考えております。

広報活動は継続が第一でありますが、連合会において行うべきこと、ブロック協議会でできること、各土地家屋調査士会が地域に根ざして取り組むこと、共同で進めることが自ずとあるように思います。居るところで持てる力を発揮することはいまさらですが、目標(方向)を一つにすることで、より一層の成果が期待できるものと思います。そのためにも顔を合わせての会議には十分な意義があると考えています。

今般、中部ブロック協議会から会議開催のご連絡がありましたので、同席させていただきました。以下はその報告です。

■日　時

平成26年7月5日(土)午後1時～午後4時

■会　場

福井県繊協ビル(福井市大手3丁目) 508号室

■出席者

三重会　神戸照男中部ブロック協議会会長、
　　上杉和子連合会理事
愛知会　梅村守副会長、本間秀樹広報部長
三重会　島庄平副会長、杉本敦司広報厚生部長
岐阜会　若園知明会長、松田貴司副会長、
　　日置清一郎広報部長
福井会　岩坂昭宏副会長、小竹浩二広報部長、
　　今西信敬広報委員長
石川会　永田哲也副会長、小橋健史広報部長
富山会　高倉健理事

■議　題

司会進行　福井会　岩坂昭宏副会長

1　自己紹介

今回、幣職の同席が急であったために項目を追加していただいたようです。

中部ブロック協議会の皆さまの優しさに触れ、とても嬉しく感じました。

ありがとうございます。

2　各単位会の活動について(報告)

前日に中部ブロック協議会定時総会が開催されており、その議案書を参照しながら各土地家屋調査士会の広報活動及びその成果の報告がありました。

それぞれに知恵を出し合い、積極的に広報活動に取り組んでおられる様子が手に取るように伝わってきます。大きな刺激を受けました。

その中に愛知会から、同会発行の「地図読み人」の最新号が発刊される予定があると報告があり、読者の一人としては待ち遠しく思います。同書は愛知県土地家屋調査士会のホームページにも掲載されていますので、是非ご一読を。

3　キャラバン隊について(協議)

1　【事業名】

土地家屋調査士制度広報事業

2　【目　的】

対外：土地家屋調査士の認知度アップ
　　境界紛争を未然に防ぐため境界杭を設置することを推進する
体内：ブロック規模のキャンペーンを行うことにより、他の事業との相乗効果を図る

3　【事業の対象者】

中部ブロック協議会広報担当者
愛知会「きょうかい君・あいちゃん」

4　【協議内容】
　1）開催時期について
　2）予算について
　3）事業内容について
　4）グッズ、ユニホームについて
　5）ゆるキャラについて

■会議に同席して

前述しましたように、前日は中部ブロック協議会定時総会があり、本会議当日の午前中には「中部地籍研究会」による研究発表会が開催されていました。報告者も研究発表会を聴講させていただきましたが、とても興味深いお話で講師の「情熱」が伝わってきました。

会議出席者の方はお疲れのはずなのに、そんな様子は一切見せず会議に臨んでおられました。頭が下がります。

会議においては、他の意見に迎合することなく、二心のない発言が交わされていました。意見が入れられなかった方もあると思いますが、決したことに対しては全員が全力で取り組み、やり通す気概を持っておられるのでしょう。その結果として、関係者が一丸となれるプログラムが完成したようです。

会議のあるべき姿を教わったような気がします。

キャラバン隊の活動については、後日、本誌でご報告できると思いますので、どうぞご期待ください。また、連合会において製作した『境界紛争ゼロ宣言！！』屋外看板（バナータイプ）も有意義に使っていただけましたら幸いです。

さて、愛知会のマスコットキャラクター「きょうかい君・あいちゃん」は、「ゆるキャラグランプリ2014」にエントリーし、土地家屋調査士とその制度についてアピールをしてくれています。この催しには継続して（1位になるまで？）エントリーされると思いますので、会員の皆さまにも引き続きの応援をお願いします。

広報部次長　金子正俊（大阪会）

きょうかい君・あいちゃんと名刺交換しました

愛媛県土地家屋調査士会が海抜表示板を宇和島市に贈呈しました

平成26年9月19日、愛媛県土地家屋調査士会が、海抜を日常的に意識して、災害時の安全確保に役立ててもらうため、宇和島市に、海抜表示板を贈呈したという報告をいただきました。

贈呈した海抜表示板には「海抜5.3ｍ」と表記され、地元のゆるキャラ「もーにくん・もーにちゃん」がデザインされています。

連合会では、各地の土地家屋調査士会が地元自治体等と連携し、標記事業を進めることにより、土地家屋調査士制度のPRはもとより、広く市民生活の安心安全に寄与する地域に根ざした専門資格者としての理解を深める社会貢献活動として位置づけ、今後も幅広く推進していきたいと考えております。

海抜意識し津波に備え
県土地家屋調査士会 宇和島市に表示板寄贈

県土地家屋調査士会から宇和島市に寄贈された海抜表示板

南海トラフ巨大地震などによる津波の発生に備え日常的に海抜を意識してもらおうと、県土地家屋調査士会は19日、宇和島市に海抜表示板を贈った。県調査士会の上位団体である日本土地家屋調査士会連合会が全国で進める社会貢献活動の一環。約2年前から各支部や自治体からの要請に応じ寄贈しているが、県内では宇和島市が初めて。

表示板は縦60㌢、横80㌢で、地元のゆるキャラ「もーにくん・もーにちゃん」をデザイン。市役所正面玄関には「海抜5・3㍍」と書かれたものが設置される。

19日に市役所であった贈呈式では、石橋寛久市長が「災害時の家屋被害調査協定も結んでおり、日ごろからの協力に感謝する」と謝辞。県調査士会の松本義男会長は「表示された数字を頭の片隅に置くことで、減災につながるのではないかと思う」と話した。（山本憲太郎）

平成26年9月20日付　愛媛新聞（愛媛新聞社提供）

新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い

平成26年9月から「セコムパスポートfor G-ID」新認証局における電子証明書利用申込の受付を開始しておりますが、これまでに多く寄せられたお問合せについてまとめましたので、これからお申込みをされる会員につきましては、ご確認ください。

1　発行負担金について

新認証局が発行する電子証明書をお申込みいただく際の発行負担金は、**同封の「電子証明書発行負担金のお知らせ」の「1　最初に発行する電子証明書の発行負担金」の金額をご入金ください。**

「2　通常の発行負担金(2枚目以降)」とは、新認証局が発行する電子証明書の有効期間満了に伴って更新を行う場合又は電子証明書やPINを紛失し再度発行が必要となる場合などが該当します。

新規に電子証明書の利用を申し込まれる会員につきましては、発行負担金は10,000円(税込)となります。

2　振込先の口座について

(1) 振込先につきましては、必ず次の口座にご入金ください。

・金融機関名：みずほ銀行
・支　店　名：九段支店
・振込先名義：日本土地家屋調査士会連合会
・口座の種類：普通
・口 座 番 号：1601962

※　振込先の口座は、現行の日調連特定認証局の申込時のものとは異なります。

(2) 振込者名について

(会番号2ケタ＋登録番号5ケタ)＋会員名をご入力ください。

例)東京会の第9999番「調査士　華子」の場合、
「0109999チョウサシハナコ」

発行負担金の振込時に、登録番号のご入力又はご記載ができない場合は、**振込者名として電子証明書の申込者名をご入力又はご記載ください。**

※　振込者名に登録番号や氏名がない場合又は振込名義が会社名などの場合、振込者の特定が困難となり、発行が遅れる場合があります。同姓同名の会員が他にいる場合についても、振込者の特定が困難になりますので、登録番号のご入力又はご記載にご協力をお願いします。

3　利用申込みに必要な書類

(1) 利用申込書(実印を鮮明に押印してください)
(2) 印鑑登録証明書(コピー不可)
(3) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は広域交付住民票(コピー不可)
(4) 振込依頼書又は領収書等の控のコピー
(5) (職名を登録している場合)戸籍謄(抄)本(コピー不可)

※　住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本などの**公文書をコピーしたものは不備書類**となり、取り扱えません。

4　職名・日本名について

職名とは、婚姻等により氏名が変わった後も、旧姓を使用して業務を行う場合に土地家屋調査士名簿に登録する土地家屋調査士としての氏名です。

日本名とは、外国人の方で通称を使用する場合、土地家屋調査士名簿に登録する氏名です。

利用申込書の「職名又は日本名」欄が空欄の会員につきましては、「職名又は日本名」が登録されておりませんので、そのままご返送ください。

日調連特定認証局が発行した電子証明書(ICカード)は、平成27年2月20日～同月27日にすべて失効します。

平成25～26年度
研究所研究中間報告

研究テーマ
世界の地籍制度に関する研究（その１）

担　当　　小野　伸秋（研究所長）、山谷　正幸（研究所次長）
研究員　　戸田　和章（京都会）、藤井　十章（兵庫会）、
山中　匠（広島会）、月原　敏博（福井大学教育地域科学部教授）

日本土地家屋調査士会連合会研究所では、平成25年度に引き続き、「諸外国の地籍制度」及び「地籍管理に関する国際標準化」を研究テーマとして、両テーマの連携による研究を行っている。

土地家屋調査士の日常の業務からは、「このような研究は、あまり必要がないものではないか！」との厳しい意見を受けることがあるが、国際社会における今後の情報のネットワーク化・標準化が推進されることにより、諸外国から日本の不動産に対する投資や逆に日本企業の諸外国への投資が頻繁に行われる社会が想定される。

また、世界では「Cadastre2014」「Inspire指令」による地籍情報整備が進む中、我が国も平成19年8月29日、地理空間情報活用推進基本法を施行し、国民、民間企業、国、地方公共団体等に対し、地理空間情報整備の推進することを責務とする理念を示す一方、平成26年7月には、国土政策局による「国土のグランドデザイン」（骨子）が示され、人口減少による不動産に係る多くの問題提起がなされた。

私たち土地家屋調査士は、これらの社会の進歩への対応、社会問題への対策を含め、国民の不動産の適切な管理及び不動産取引における不動産登記制度の現地の安定を図る専門資格者として、世界の地籍制度と比較することにより、一層効果的な登記・地籍制度の確立を検討する研究や、東南アジアを市場とする地理空間情報産業の創設に効果的なQZSSを利用する国策に対する貢献が必要となる。

今回の中間報告は、その第一歩として、我が国の近隣諸国から研究を始めたものである。会員の中には、このような研究に対して大変興味を持っている方もいると思っているが、いずれはJICAへの参加を含め、社会貢献できるまで一歩一歩前に進むことを計画しているので、興味のある方は是非、声をかけていただければ幸いである。

日本と韓国の地籍制度に関する比較研究（中間報告）

研究員　戸田　和章

1．研究の目的

国家は土地、国民、統治組織を備えた団体である。土地は生産することのできない資源であり、国家は限定された土地をどのようにして効率的に利用管理できるかという方法を模索してきた。それぞれの国は、その国情に照らして、法を整備し行政組織を配備し、地籍制度を創設してきた。

日本での地籍制度の原点は、1873年に行われた地租改正事業といわれている。地籍制度は土地台帳制度として、土地台帳制度と登記制度の二元化によって発展したが、1960年不動産登記法が改正され、土地台帳制度と登記制度を一元化し、現在に至っており、地籍制度は不動産登記法のもとに運用されている。

一方、韓国では、1910年から行われた土地調査事業・林野調査事業によって全国的に地籍制度が確立した。1950年に地籍法が制定・運用されたのち、2009年、測地と水路、地籍の法律の抜本的な改革によって、測量・水路調査及び地籍に関する法律が制定された。地籍制度と登記制度は二元的に取り扱われ、現在、地籍制度は、測量・水路調査及び地籍に関する法律のもとに運用されている。

地籍制度制定初期において類似した地籍制度であった日本と韓国が、第二次世界大戦を境として、各々の国情にかなった歩みを続けてきた結果、その整備過程において独自の発展を遂げてきた。類似した制度ではあるが、制度運用の主体、境界の法的性質と設定方法、地籍行政、境界紛争の解決方法において違いがみられる。

本研究は、日本と韓国の地籍制度を比較することで、双方の地籍制度の共通点、差異点を明らかにす

ることを目的とする。

2. 研究の内容及び方法

研究目的を効率的に達成するため、研究対象を地籍制度に限定し、時間的には日本の地租改正事業が行われた1873年から現在までとし、空間的には韓国と日本に限定する。

内容的には、第一、地籍史を概観する。日本と韓国の地籍制度誕生から現在に至る経緯、地籍と登記の関係、地籍に関する諸法令を分析する。第二、地籍行政を比較する。日本と韓国の地籍行政組織、地籍測量代行機関について分析する。第三、境界の法的性質と設定方法を比較する。日本での境界設定方法は総合判定であるのに対し、韓国では図上境界主義を採っている。その性質と差異点を分析･検討する。第四、境界紛争の解決方法を比較する。境界紛争の解決方法について、日本では筆界特定制度を、韓国では地籍測量適否審査制度を中心として分析・検討する。第五、地籍再調査事業について比較する。日韓両国とも、およそ100年を経過した地籍制度を改新するための事業が行われている。日本では国土調査事業、韓国では地籍再調査事業が遂行されているが、それぞれの事業の共通点、差異点を提示し検討する。

このような細部目標を効率的に達成するための研究方法として、接近方法は地籍制度に対する記述的接近方法を使用し、調査方法として、地籍制度に対する理論的考察は文献調査法とインターネット検索法を並行し、分析方法は比較分析法を使用する。

参考文献

日本

1．単行本

法曹会　1980　境界確定訴訟に関する執務資料　財団法人法曹会

兼子一外1　1997　裁判法　有斐閣

法務省民事局内法務研究会　1994　改正不動産登記法と登記実務　テイハン

遠藤浩外5　1969民法(1)　有斐閣

木川統一郎外1　1994　民事訴訟法　青林書院

中野貞一郎外2　1998　新民事訴訟法講義　有斐閣

小室直人　1999　民事訴訟法〈新民事訴訟法講義〉　近畿大学

石田喜久夫外4　1997　物権法　青林書院

塚田利和　1986　地租改正と地籍調査の研究　御茶の水書房

草野元己　1996　取得時効の研究　信山社

寶金敏明　2009　境界の理論と実務　日本加除出版

日本土地家屋調査士会連合会　2002　土地境界基本実務叢書Ⅰ～Ⅳ

日本土地家屋調査士会連合会　2010　土地家屋調査士の業務と制度　三省堂

藤原政弥　2008　日本を測る人びと　武蔵野書房

鮫島信行　2011　新版日本の地籍　その歴史と展望　古今書院

松岡直武外3　2006　新しい筆界特定制度　三省堂

石塚修　2013　みんなの地籍　展望社

宋鎬龍　2006　土地、その境界の理解と体験(日訳)　金壽堂出版

洪性彦　2009　地籍測量(日訳)　金壽堂出版

2．論文

大嶋太市　1999　外国における地籍測量の概観　土地家屋調査士№511-513

金相洙　2001　多目的地籍を目指した地籍改編の国際比較研究(日訳)　土地家屋調査士№531-533

申順浩　2012　韓国の地籍再調査事業推進政策　地籍問題研究会

3．その他

和歌山県企画部地域振興局　2012　和歌山県の地籍調査　和歌山県

法務総合研究所国際協力部　2010　第12回日韓パートナーシップ研修　法務総合研究所

韓国

1．単行本

大韓地籍公社　2005　韓国地籍百年史　大韓地籍公社

박순표외2　1993　地籍学概論　螢雪出版社

류병찬　2006　最新地籍学　韓国地籍研究院

김영학외3　2012　地籍学　신광文化社

이범관　2010　地籍学原論　三地出版社

이범관외1　2008　土地境界論　三地出版社

이범관　2005　地籍判例論　三地出版社

2．論文

김경일　2011　地籍活動に関する地籍学的分析　慶一大学校

이주운　2004　韓国と外国の地籍調査に関する比較研究　慶一大学校

신동현　2011　土地境界運用のための地上境界定立に関する研究　ソウル市立大学校

이용호외2　2010　世界の地籍測量制度比較研究　韓国地籍学会秋期学術大会49-62

신순호외1　2004　ADRを通じた境界紛争解決方案　韓国地籍学会誌20-1 2004.6（1）77-78

김해며외1　2005　中国の地籍制度に関する研究　韓国地籍学会誌21-2 2005.6（1）51-62

김영수외1 2011

韓国の地籍測量の変遷過程に関する研究
韓国地籍情報学会誌13-1 2011.6pp.93-108
3．その他
国土交通部
大韓地籍公社
国家空間情報に関する法律　同施行令
測量・水路調査及び地籍に関する法律　同施行令
同施行規則
空間情報産業振興法　同施行令　同施行規則
地籍再調査に関する特別法　同施行令　同施行規則

パトワリとジャマバンディ
―ムガル朝時代に遡るインドの地籍制度―

研究員　月原　敏博

昨年度から任命された日調連研究所の研究員として私に与えられた研究テーマは、「諸外国の地籍制度の実態に関する研究」でした。他の研究テーマに携わっておられる同研究員の長谷川博幸氏のご協力を得て3次元計測・図化が可能な地図画像アーカイブを構築したりもしていますが、私の専門は地理学・地域研究であり、地図一般はともかくも地籍図や地籍制度に興味を持ち始めてからまだ日も浅く無知なところも多々あります。しかし、発展途上国、特に南アジアのインド、ネパール、ブータンなどでは農業地理や文化地理の調査研究を断続的にでも20年以上続けており、そのなかでは現地の地籍図や土地台帳の解読に当たるような経験も一方ではしてきました。そこで、当面、まずこれら三か国の地籍制度を調査することを研究目標とし、具体的には、昨年度後半以降、科研費等の研究費によって現地を訪問できた機会を利用して測量や地籍に携わる政府機関にも訪問するなどして各国の基礎的な資料を集め、情報の整理に当たってきました。小稿では、インドを取り上げて、その調査の一端を報告します。

インドにはパトワリ（Patwari）と呼ばれる官吏があり、英領期以前と変わらず今でも地域社会では尊敬されたり畏怖されたりしています。まだ大学院の学生だった頃ですが、インドの農村の田畑を前にして面積や作物のことを尋ねていると、「お前はパトワリか？」と逆に村人に問われたことがあります。つまり、検地を行い、土地の所有や課税、相続や売買、分筆など土地に関わる全てのことを村レベルで把握・記録し、また、作期ごとに村を訪れて村人から個々の田畑の作物栽培状況を確かめる統計的調査まで行うのがこのパトワリの仕事です。地籍及び課税制度の末端を担う専門官なのです。

パトワリが維持管理する帳簿の第一は、ジャマバンディ（Jamabandi）と呼ばれる土地台帳です。写真1に示したのはその一例です。他の研究者たちと共同調査した山村の歴史を正確に追うために、原本の一つが保存されている現地自治体の古文書館で得た複写資料ですが、ここには一筆ごとの土地の地番と面積、種別と等級、所有者と耕作者、作目、租税率、といった地籍情報が世帯番号順に網羅的に記されており、世帯単位と村全体での集計値も記されていました。このように、インド北部ではジャマバンディなる土地台帳は一般に村を単位として作成され、一村の地籍情報を丸ごと綴じた電話帳のような分厚い地籍簿となっています。パトワリが管理する帳簿にはこのほかにもカスラ・ギルダワリ（Khasra

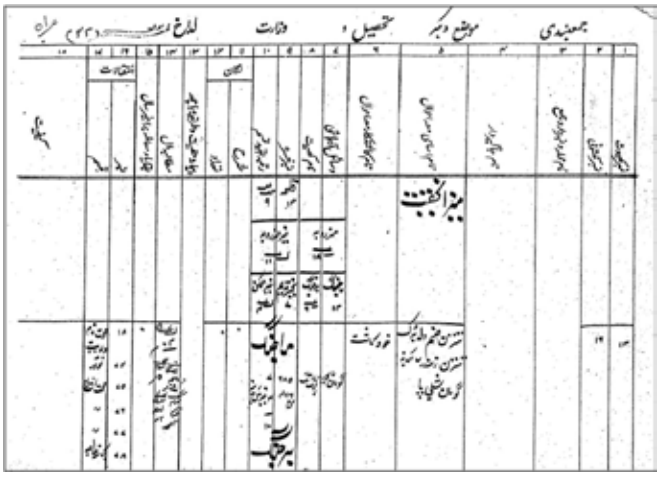

写真1　インドの土地台帳ジャマバンディー（Jamabandi）
インド北部の山村のもの。アラビア文字を用いたウルドゥー語で書かれているが、これを扱うパトワリ（Patwari）と呼ばれる官吏でなければ読み書きできない特殊な数字も使われている。この例は1908年に作成されたもので、当時はこの村全体で67世帯しかなかったことが台帳から判明したが、2008年の現地調査では村全体で約245世帯があったので100年間で村の世帯数は3.6倍にも増えたことがわかった（人口増加、分家の増加、核家族化の同時進行）。

Girdawari)があり、こちらは地番順の帳簿で作期ごとの作物栽培の情報を筆ごとに記入・更新する作物栽培記録簿となっていますが、やはり村単位で作られています。これらの帳簿は、英領期に作成・整備された最初のものが、年々アップデートされて、現在でも依然として英領期からのやり方にしたがって維持・加筆されています。

写真2は、写真1の土地台帳に付属した地籍図です。村全体の土地を測量して耕地その他を描き込んだ地籍図であり、筆ごとに地番が付されているので土地台帳の地番と照合できます。私たちが調査した村をパトワリが訪れて調査する風景も目にしましたが、この地籍図を巨大な布に写し取った布製の地図を持っており、これは村全体の地図なので壁掛け用の地図などよりはるかに広大な地図ですが、その布地図を織り畳んだ大きな塊をパトワリの助手が持ち運び、必要に応じて床の上にこの布地図が広げられて帳簿と照合されていました。

土地への課税は、もはや現在では税収全体に占める大きさにおいて英領期ほどの重要性は持っていません。しかし、パトワリが行う地籍管理業務は依然として重要であり、土地を動かすときにはパトワリへの届け出は欠かせません。また、各村の耕圃レベルまで降りてパトワリが定期的に集める作物栽培状況等のデータは、インドの土地利用および作物栽培のデータとして今日でも最も基礎的なデータであり続けています。

限られた数の村だけを同時並行的に担当するパトワリという専門官の仕事やジャマバンディと呼ばれる土地台帳に具現されるインドの地籍制度は、現在ではソフトウェア開発や現地での測量・図化方法の改善も含めてコンピュータ化する作業が進められていますが、その進捗状況には地域差が大きいようです。上述のように、今でも英領期とあまり変わらないやり方を維持する地域は少なくないのですが、実は、英領期の制度も、さらに元を辿ると英国人が導入したものというよりはムガル朝(Mughal Dynasty)時代の地籍制度がよく整っていたのでそれが英領インドでも採用されたというのが実態のようです。

その地籍制度とは、ムガル朝(1526 ～ 1858)を一時的に崩壊させたスール朝(Sur Dynasty)の名君シェール・シャー（Sher Shah、在位1539 ～ 1555)が導入したもので、トーダル・マル(Todar Mal)という名宰相によって、続くムガル朝第3代君主アクバル(Akbar、在位1556 ～ 1605)の時代まで引き続き改良されてムガル朝の領土で実施されたことにより、広く定着することになった先駆的な制度だったといわれています。このように、パトワリやジャマバンディに象徴される、今日まで続くインドの地籍制度は、その起源が16世紀半ばの中央・西アジアからの影響が強かったムガル朝時代に求められており、当時の時代の空気はジャマバンディなどの土地台帳で使われる言語にペルシャ語の影響が多く残っていることにも表れています。(インドが誇る世界的建築物であるタージ・マハルも、この時代にインドに影響したペルシャ語圏の叡智の現れです。)

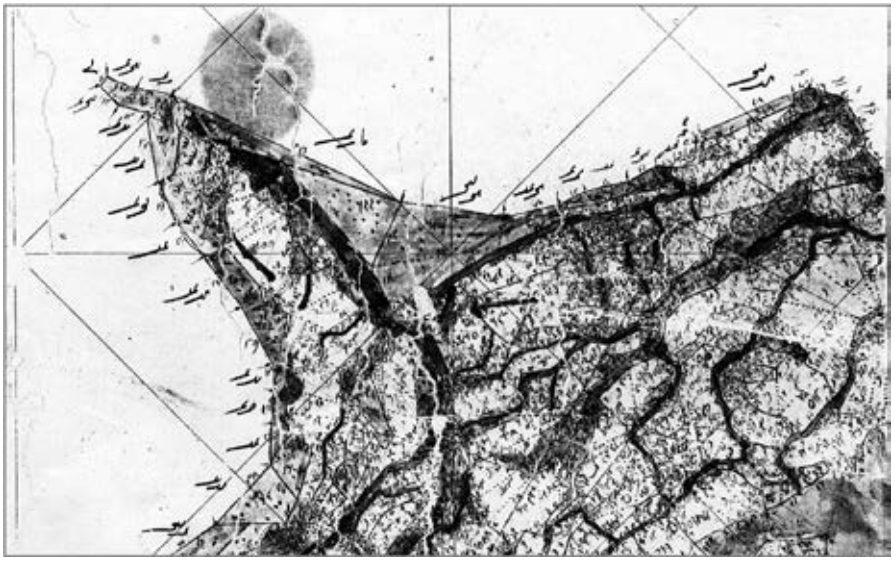

写真2　インドの土地台帳に付属する地籍図(部分)

写真1の土地台帳に付属するインド北部の山村の地籍図。原図は着色されており、色や地図記号によって耕地、植林地、荒地などの土地の種別が明示されている。地番が記され、水路等も描き込まれている。

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 09

秋田会　『秋田の米は祭りと文化の源泉だ』

秋田県土地家屋調査士会　広報部副部長　　齋藤　文夫

秋田県を代表する祭りといえば「竿燈」がまず浮かぶ。筆者が秋田県出身だと知ると出会った人はみなこちらが聞かなくてもその言葉を口にした。そして「秋田美人」「なまはげ」とたたみかける。どこでだれに聞いても判を押したように同じだ。その竿燈だが、なにをシンボライズしたものかは一目瞭然。『稲穂』である。

幕末に都道府県別に米がどれだけ獲れたかを調べたことがある。米穀は明治16年に初めて表組に整理された『農業基礎統計』、人口は『統計年鑑』からとって計算してみた。

すると明治中期（M16-25平均）の秋田県の米の獲れ高は100万石を越えていた。正確には109万5千石で全国順位九番目である。九位はなんだか平凡に見えるが人口一人当たり（M21基準）だと1.61石で堂々の三位である。全国平均0.84石の二倍だからあり余るほど米が獲れるといわれた秋田の面目を数字が裏付けている。

豊かな土地は、美人はもちろん、華やかな祭りも生んだ。「竿燈まつり」は五穀豊穣を願う「ねぶり流し行事」を起源とし江戸中期・宝暦年間には今の原型ができたという。見映えだけ競うつもりなら竹竿を束ねて提灯を数百個ぶら下げればいいようなものだが、この行事の特徴は井桁に提灯をくくりつけた竿燈を差し手と呼ばれる演技者が一人で持ちあげることにある。からだのあちこちで竿の石突部分を支え、バランスをとるその妙技を競うのである。

祭りが始まると、おーッという掛け声とともに稲穂を模した提灯の壁がずらっと立ちあがり、炎のようにまぶしい巨大な竿燈の群れが夜空を背景にゆらゆらとゆらめくのである。考えてみると竿燈まつりの道具立ては竹、提灯、人の三つしかない。最小の材であの壮観をつくりあげ140万人の観客を集めている。

8月末、大仙市で開催される「大曲の花火」も壮観だ。この催しの正式名称は「全国花火競技大会」である。全国から選抜された花火師の技を競う大会だから音楽コンクールの花火版といったところだ。ふつうの花火大会と決定的に違うのは、10号玉1発目は伝統的な技を、2発目は自由玉として創造性を問い、最後に丸い形にはまらない「創造花火」を課していることだ。スマイルマークはもちろん、ドラえもん、傘などの突拍子もない形が次々に飛びだす。

秋田竿燈まつり

歴史は長く初回はなんと明治43年である。昼夜合わせてわずか3時間に1万8千発の花火が空をこがし、人口8万4千人の大仙市がこの夜だけは80万人にふくれあがる。100周年記念大会のときはさすがにこれだけは逃すまいと混雑する中を人と車をか

大曲の花火

き分けて雄物川河川敷の会場に開演直前にたどりついた。ナイター照明に照らしだされた数十万の人の群れに息をのんだ。人、人、人。もひとつおまけに人、人、人である。花火も見事だが観客の数がすごいのである。都合のつかない人と病人以外は秋田県民(104万人)がみな集まったような膨大な数だ。その見事な景観は、是非とも直に見ていただきたいところだ。

水稲の生育に必要な条件はなにか御存知だろうか。適度な気温と水である。稲が温暖な気候を好むことは昔から知られていて、天明8年、幕府巡見使に従って秋田を視察した地理学者・古川古松軒がその著『東遊雑記』でふれている。備前国生まれの古松軒が疑問に思ったことは雪国・秋田が豊かに米が獲れ、それをいいことに人々が「遊び暮らしている」ことであった。だがリアリストの古松軒も列島の脊梁に降る雪が水でできていることに思い至らなかったようだ。

鹿児島を旅したときだ。野菜も肉も味に筋目が通っていてどこでなにを食べてもおいしかった。畜産、花卉、野菜・根菜、茶いずれの産物も全国トップクラスの農業県だが、その特徴はズバリ"米が獲れないこと"である(今は違う)。幾人かいる福岡県出身の知り合いが明治維新だの食物のことを話題にすると決まって「薩摩の兵隊は芋ばっかり食ってたって」と口をそろえた。もちろん戊辰戦争の兵糧を話題にしているのだが目を丸くしていま見たばかりのように言うのである。明治中期に福岡県の米生産量は160万6千石、一人当たり1.33石は西国屈指である。佐賀(1.31石)熊本(0.94石)もまあまあ。それに対して南九州の鹿児島は44万9千石、一人当たり0.46石というのは水利だとか地形・地質だとかの条件が稲作にそっぽを向いたせいなのだろう。

気候温暖なのに意外に米の獲れないのが静岡県(0.73石)と和歌山県(0.75石)である。特産の代表格はもちろん茶葉と梅。雪国でもないかぎり農家の庭先には決まって幾畝かの茶と梅木が植わっているものだ。ごくありふれた作物なのにこれら二つの地方は茶と梅を幾代にもわたって磨きあげ高級嗜好品・食材となし並びのない生産基地となった。

日本の文化とか勤勉な国民性、県民性の背景に日本人の命を支えた作物『米』が大きく係わっているように思える。

写真提供
秋田市竿燈まつり実行委員会
大曲商工会議所

滋賀会　『ヴォーリズと近江のモダン建築』

滋賀県土地家屋調査士会　広報部長　　梅次　昌光

「関西の水瓶」といわれる琵琶湖を預かっているのは、私たちの住んでおります滋賀県です。

古くは近江国といわれ、東海道・中山道・北陸道が合流する交通の要衝でもあり、戦国時代から度々戦乱の舞台になった地域です。

近年では、京都・大阪に隣接しており、交通の便もよくベットタウンとして注目され、人口減少等の地域が多い中、人口増加県と注目されております。

こういった環境の中で培った思想に三方よし「売り手よし、買い手よし、世話よし」があり、近江商人といわれた先人の方々が日本の経済を動かしてきました。

その中で、「青い目の近江商人」と称された方をご存知でしょうか？

今回は、滋賀から**ウィリアム・メレル・ヴォーリズ**をご紹介したいと思います。

ヴォーリズ先生は、1880年(明治13年)米国カンザス州レブンワースに生まれ、1904年コロラド大学を卒業されました。

翌年、滋賀県立商業学校の英語教師として弱冠24歳の若さで来日されました。

2年の教師生活を辞め、京都で後のヴォーリズ建築事務所の前身である建築設計監督事務所を開業さ

れました。

先生は、当初建築家を志していましたが、キリスト教伝道に携わることを優先してコロラド大学の哲学科を卒業されたそうです。

それでも彼は、建築に強い関心をいだいてきた中での事務所開設でした。

八幡商業在職中にも近江八幡YMCA会館や宣教師の住宅設計を手掛けていました。

1910年(明治43年)にはヴォーリズ合名会社を設立し、本格的に建築家へと歩まれました。

軽井沢事務所・東京事務所を設立「明治学院礼拝堂」「軽井沢ユニオン教会」など手掛けております。

その頃には、「近江ミッション」を設立、後の「近江兄弟社」である。

建築設計とメンソレータム販売にと多忙であったとうかがえます。

1918年(大正7年)には、ヴォーリズのもとで製図を担当していた若い所員が、結核でこの世を去ったことに深く心を痛め、結核診療所近江療養院(近江サナトリアム)を開設しました。(近江八幡市の現ヴォーリズ記念病院)現在も旧本館であったツッカーハウス、礼拝堂、五葉館があります。中でも個人的には、五葉館が気に入っております。名前の通り6つの辺から5辺が3m程度突き出ており、その部分が病棟であったそうです。モミジのような外観がそのような名前の由来とも聞いております。5辺の突き出た病棟の中心にはホールとなっており、患者が集うように想定したヴォーリズの思いやりがうかがえます。

1919年(大正8年)に子爵令嬢の一柳満喜子と結婚。そして結婚式は、ヴォーリズ自ら手掛けた明治学院礼拝堂で挙げております。

大正時代から戦前までには多くの建築を手掛け、1500件もの建築を設計され、個人が主宰する設計事務所では、おそらく日本一とまでいわれております。皆さんの街にも、なじみの建築物は、ヴォーリズが手掛けたかもしれません。彼は、学校・教会・銀行・郵便局など公共の建物も多く設計されております。

滋賀県高島市　旧今津郵便局　昭和11年

ヴォーリズ記念病院　五葉館　大正7年

郵便局のかわらには郵便マーク

事務所も東京・軽井沢・大阪と置かれていたのですが、あくまでも本拠は滋賀県の近江八幡市で、「八幡が世界の中心だ」とまで常に言っておられたそうです。

近江八幡市内には25のヴォーリズ建築が残っており、登録有形文化財の指定建築物も7件あります。先ほどの結核診療所も近江八幡市ですが、個人宅のヴォーリズ建築もいくつか残っており、100年を超えて、代々受け継がれていく町の財産を見ることができます。

湖国には幾つものヴォーリズ建築が残っており、ほとんどが地元ボランティアで管理されております。中でも全国のみなさんも覚えておられると思いますが、滋賀県豊郷町の「豊郷小学校解体騒動」があります。校舎老朽化のため新校舎建設後、旧校舎を取り壊したい豊郷町と保存を願う地元の方々との騒動です。

全国に有名になり、保存となった小学校では、全国から観光客が訪れます。特に「オタク」の聖地とまで言われており、アニメの中のモデルになった途端、週末には若者が訪れるスポットになっております。

旧豊郷小学校校舎　昭和12年

小学校階段手摺には当時のまま、亀・うさぎのオブジェが

ヴォーリズは、太平洋戦争開戦の直前の昭和16年1月に日本国籍を取得、一柳米来留（ひとつやなぎ　めれる　～米国より来りて 留まる～）と改名し、事務所も「一柳建築事務所」と改称されました。

昭和32年にクモ膜下出血で倒れ療養生活に入られ、昭和39年に近江八幡市の自宅（現ヴォーリズ記念館）にて永眠されました。

近江八幡市安土町小中　旧伊庭家住宅　大正2年

近江八幡市ヴォーリズ自宅　現ヴォーリズ記念館　昭和6年

今年は、ヴォーリズ没後50年でもあり、近江八幡市内では「ヴォーリズ・メモリアルin近江八幡」が10月4日から11月3日まで行われておりました。

皆さまも彼の生涯や功績を知り、彼の残した作品を触れに訪れてはいかがでしょうか。

第７回しずおか境界シンポジウムを終えて

静岡県土地家屋調査士会　広報部長　　栗田　隆司

静岡会では、「境界シンポジウム」を公嘱協会と共同で推進してまいりました。平成13年度第1回を開催し、平成14年度から隔年といたしました。

イベントの開催は、会場探しが先ず一つ目の大きな課題となります。

今回の準備は昨年7月からの会場探しでした。聴衆は例年通り400名、この人数に適した会場は静岡市内で数か所、先ず、空き状況の調査から開始しました。

しかし、平成26年度は、我々が第一候補場所としていた会場が改修工事により使用不可能となっていました。そのため、市内の他の会場候補場所は例年になく混雑しており、平成27年2月以降でないと予約できない状況でした。

従来の収容人数を600名から450名に抑えることで、どうにか市内中心部の会場を予約することができました。

続いてシンポジウムテーマの検討です。

ここ数年、各会のシンポジウムは、東日本大震災に絡む災害シンポジウムの色合いが強くなっていました。静岡会でも第6回は「地震だ､津波だ。その時あなたは！」と、防災に関することがテーマになりましたが、今回は、原点の「境界」に戻り、テーマの検討を始めました。その中で、連合会の今年のテーマ「境界紛争ゼロ宣言！！」を頂戴し、決定いたしました。

次の課題は来ていただく方を考えることです。

境界に関し業務として従事しているのは土地家屋調査士、官公署の用地担当職員であろうということで、この両者としました。

そして、この方々の関心のあるテーマの検討です。当初は第1部に「境界確定に関する諸問題」、第2部に「筆界特定の事例紹介」をそれぞれ、弁護士さん、法務局職員にお願いして2部構成にすることで、テーマづくりが進行していきました。

ところが、せっかく官公署の職員も来てもらうのだから、もう少し参考になるテーマを取り入れたら如何かとの提案がありました。その結果、第1部に静岡会が推進したいと考える、「地籍整備推進制度」、第2部は「筆界特定制度について」、第3部を「境界確定に関する諸問題」として方針を決定しました。第1部の講師を国土交通省の担当者の方にお願いするのが一番であり、この講師の依頼は米澤会長にお願いするしかないとして、お願いあるのみでした。第2部の講師は法務局の担当者以外ありません。

そして、第3部は、以前一度講師をお願いして好評だった、弁護士さんにお願いすることとしました。

こうして徐々にシンポジウムの骨格ができてきました。

次は各講演のタイトルです。

まず第1部は「地籍整備推進制度の説明」、単純明快なものとしてしまいました。しかし、これには国土交通省の担当者から異論があり、「国土調査法第19条5項指定制度及び地籍整備推進調査費補助金制度について」を付け加えてほしい旨のご意見を頂きました。これはもっともな話ですので、プログラムには掲載いたしましたが、開催案内パンフレットには割愛させてもらいました。

次に、第2部の筆者の考えは「こうすればうまくいく筆界特定」をタイトルに掲げたかったのです。しかし「筆界特定の案件が増加したら処理する方はたまらないでしょう、そんなことをいくら何でも土地家屋調査士会が推奨するわけにはいかないでしょう。」という

のが他の委員の考えで、この案は委員会でものの見事に却下されました。これには委員長といえども従わざるを得ません。結果「筆界特定の手法について」としてお願いに行きました。

第3部は意外と議論もなく「筆界特定に至る方法」で決定しました。第3部は来場する官公署の出席者から事前に質問事項をお送りいただき、弁護士がその質問に関する回答をする形式となりました。

さて、これで、開催を会員、官公署に知らせるパンフレットの準備ができました。

同時に、官公署等からの質問事項の募集にかかりました。

準備段階がこれで終わり、いよいよ実施計画の立案にかかりました。

受付、案内、接待等の担当者の分担を決め、人員配置を図上でプランニングしていきます。これもなかなか手間がかかるものです。配置がダブったり、足りなかったり何度も手直しです。講師に依頼した当日の原稿が出そろったのは開催のおおよそ10日前。これを印刷に回し、開催日当日に会場にもろもろの準備も終わり、いよいよ開催当日です。7月31日(木)「土地家屋調査士の日」です。やはり7月は暑いですね。本当はシンポジウムを秋の涼しくなったころに行いたいのですが、せっかく「土地家屋調査士の日」が制定されているので、その日に行うことにしました。

会場の選定、準備、講演テーマ、講師の依頼、大勢のスタッフの力をお借りし、いよいよ開会です。

開会のことば、米澤会長挨拶、そして、お忙しい中を静岡へお越しいただいた日調連の林会長挨拶と続き、第1部講演へと入ります。

「地籍整備推進制度の説明」は講演者のスライドを利用し、大変わかりやすく制度の趣旨、申請方法等を説明していただき、来場者からは制度の内容等に関し、理解が進んだとの感想を得ることができました。

第2部では、実例を挙げ、どんなふうに特定を行うかの解説が行われ、地域性のある話題も出ておおむね好評でした。

来場者の関心が高かったのは「境界確定に至る方法」でした。事前に質問をいただき、それに答える形式でしたので、聴衆も自分の質問の回答が聞けるため、熱心にメモを取る方が多く見られました。あれやこれやであっという間の3時間半のシンポジウムでした。

終わってみての感想は3つのテーマで講演を行うのには3時間半は短かすぎ、2つのテーマでは少し長すぎる気がします。

時間配分の難しさを再び思い返したシンポジウムでした。

今回の反省点を次のシンポジウムへ繋げるようにしっかり記録を残し、後継者に伝えたいと思います。

米澤会長挨拶

林連合会長挨拶

第1部講師

第2部講師

第3部講師

「研修ライブラリ」が新しくなりました！

平成18年、連合会、ブロック協議会、土地家屋調査士会及び支部等の研修実施機関が企画した研修会や講演会などの実施と運営に関する情報を登録することにより、研修情報の共有と利用者がその多彩な研修情報に触れ、各々の自己研鑽に役立つ研修情報の収集を主な目的として、連合会のホームページに「日調連 研修ライブラリ」が立ち上がりました。今年で開設して8年経過しますが、現在まで（平成26年10月初め）455件もの各会が実施した研修情報が掲載され、情報の発信と共有を図ってきました。

しかし、現行のライブラリは、登録数は会によりばらつきがあり、また、連合会ホームページの中の「会員の広場」からもうひとつ奥に進んだ「研修部のサイト」の中に位置しており、入り辛さも指摘されていました。

そこで、研修部では、より利用しやすい研修ライブラリに変更するためにホームページ内の配置の変更をすると同時に肝心の内容に関しても更新を試みました。

それでは、新研修ライブラリの特徴について簡単にご紹介します。まず、検索機能についてですが、従来のキーワード検索に加え、各種の検索機能を充実させました。「組織的に探す」という検索では、全国8ブロックを画面の右上から北海道ブロック、東北ブロック、関東ブロック、中ほどに中部ブロック、近畿ブロック、中国ブロック、3列目に四国ブロック、九州ブロックと連合会を並べています。これは、日本列島をイメージした配置となっており、やや視覚的なものを意識した形となっています。

そして、新研修ライブラリの一番大きな特徴は、「研修体系別の検索」が追加されたことです。倫理、憲法、民法や不動産登記法などの「倫理・法令関連研修」、土地家屋調査士調査・測量実施要領やADR・筆界特定制度といった「業務関連の研修」など、研修情報の入力の際にカテゴリー別の選択をすることにより、研修内容や研修科目によるソートが容易になりました。また、この選択上のカテゴリーは、土地家屋調査士専門職能継続学習認定基準表別表コード一覧の科目と一致させていますので、CPDポイントの管理に際しても利便性が向上するのではないかと期待しています。現時点ではCPD管理システムと連動はしていませんが、今後研修の情報を総合的に管理できるような仕組みを構築し、会員の研修に対する意識の向上と情報の共有に役立つよう、さらなる改良を加えていかなければならないと考えているところです。

結びになりますが、各会の研修担当の皆様には、新しく企画されている研修会等の計画をどんどん入力していただき、このライブラリの利用者が増えるよう進めていきたいと思いますので、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

研修部長　戸倉茂雄（山口会）

会長レポート

REPORT

9月16日
～10月15日

9月

20日

第26回 司法シンポジウム「市民にとって本当に身近で利用しやすい司法とは－民事裁判と家庭裁判所の現場から－」

千代田区霞が関の弁護士会館において開催されたシンポジウムに参加。司法の世界も市民目線を意識して活動していることを改めて感じる。

21日

小笠原九二男氏　黄綬褒章受章を祝う会

盛岡市で開催された、岩手会の小笠原九二男さん黄綬褒章受章祝賀会に出席。

小笠原先生ご夫婦は、ここ何年も日調連ゴルフ大会に揃って参加されており、来月の愛媛大会にもご参加とのこと。

小笠原先生のご子息は岩手会副会長の寿男さんであり、寿男さんの子供さんがクラリネットやピアノを演奏され、それを伴奏に小笠原さんご夫婦が歌われるなど、とても楽しい祝賀会であった。

24日、25日

平成26年度第1回全国会長会議の議事運営等に係る事前打合せ

加賀谷副会長、竹谷専務理事、中塚総務部長、山本総務部次長、野城理事とともに、連合会及び東京ドームホテルにて、全国会長会議のグループ討論の進行役をお願いする予定の8ブロック会長並びに全体会議の座長の小林青森会長と打合せ。

25日、26日

平成26年度第1回全国会長会議

今回の全国会長会議は、日調連からの報告事項を喫緊の項目にとどめ、全国の各会会長によるグループ討論に、可能な限り多くの時間を充てる構成として臨んだ。各グループ報告や意見交換も活発に行われたものと感じた。各会会長のグループ討論は、

1　懲戒処分における調査の全件委嘱について
2　業務領域の考え方について
3　日本土地家屋調査士会連合会の役員選任について

という3テーマにて議論いただいたところである。

27日

横山一夫氏　旭日小綬章受章祝賀会

横山一夫全調政連会長の旭日小授章受章祝賀会が、新横浜プリンスホテルにおいて開催され、出席させていただき、祝辞を述べる。現職の全調政連会長の祝賀会ということで、全国各地から多くの土地家屋調査士が出席され盛大な祝賀会であった。

横山先生には日頃から政治対応や会務運営について、ご指導いただいており、お祝いとお礼を申し上げるとともに、日調連と政治連盟とのさらなる連携を確認させていただいた。

久し振りにお会いする先輩役員の皆様からは多くの励ましの言葉をいただき、思いを新たに出来た一日であった。

10月

4日、5日、6日

第29回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会及び釣り大会

今年の日調連親睦ゴルフ大会は、四国・愛媛会での開催であると同時に、初の試みとして釣り大会も企画いただいたところであったが、釣り大会は台風18号の影響大で残念ながら中止となった。しかし、ゴルフ大会は前夜祭も含め、150名以上の参加で盛り上がりを見せたところである。前夜祭では、ご当地らしく「俳句大会」が催され、楽しく過ごさせていただいた。ゴルフ大会も観光組も愛媛会のお世話の下、大いに楽しめた様子。来年は、長崎会が企画いただけるようで、ありがたい限りである。

帰路は、「しまなみ海道」を通って車で岐阜へ向かう。初めての「しまなみ海道」、多島美が素晴らしい。

8日

衆議院議員保岡興治「モーニングセミナー」

岡田副会長とともに出席。主に金融市場のバランスについて教示いただいた。

9日

棚橋泰文衆議院議員「21世紀を拓く会勉強会」

標記勉強会に出席。

棚橋議員は先の内閣改造で自民党副幹事長に就任され、睡眠時間三時間程度しか取れない激務が続いているとのこと。我々の制度にも深いご理解を頂いており、岐阜県選出でもあるため、健康に留意され益々のご活躍を祈念するものである。

別件だが、今年も「ゆるキャラグランプリ2014」に愛知県土地家屋調査士会の「きょうかい君・あいちゃん」がノミネート。私も毎日クリック投票中！

14日

第10回土地家屋調査士特別研修　基礎研修の開講式収録

10回目を迎えた土地家屋調査士特別研修の基礎研修開講式を収録。菅原副会長、戸倉特別研修運営委員長も同席。収録というものは、いつでも緊張する…。

15日

第8回正副会長会議

第4回常任理事会の前に正副会長会議を招集し、各副会長、総務部長、専務理事、事務局長から担当部署の報告を受け、課題事項に関して協議。

15日、16日

第4回常任理事会

各副会長、専務理事、各常任理事出席の下、第4回常任理事会を開催。審議事項、協議事項ともに盛りだくさんかつ重要案件が目白押しである。特に、11月の日調連公開シンポジウムまで1か月を切り、役員一丸となって対処することも確認。

土地家屋調査士の本棚

マンション・団地の法律実務

横浜弁護士会【編】

内　容

マンションをめぐる法律問題は多岐にわたり、関係する法令が多く、とても複雑です。本書は、実務で活用できる図書として、紛争解決のための具体的手段や事例を多数紹介しています。

紹介する裁判例は約500件にのぼります。読者専用Webページで判決文の閲覧も可能。弁護士会の研究チームが1年以上にわたり研究した信頼の内容であり、従来、あまり触れられることのなかった「団地」に関わる法律実務についてもフォロー。マンション・団地に関わる法的問題を余すことなく理解できます。

A5判　332ページ
定価（税込）3,564円
割引価格（税込）3,208円
送料　350円
発刊元：株式会社ぎょうせい
発行日：平成26年8月31日

FAXまたは電話でお申込ください。「『土地家屋調査士の本棚』を見た。」と言っていただいた方に限り、割引価格で販売いたします。

書籍等申込先宛先　TEL：0120-953-431　FAX：0120-953-495

発行・販売　株式会社ぎょうせい　http://gyosei.jp
〒136-8575　東京都江東区新木場1-18-11　電話：0120-953-431　FAX：0120-953-495

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成26年 9月 1日付

埼玉	2567	五十木 翔	千葉	2153	藤原こうた
静岡	1759	鈴木 努	大阪	3227	三浦健太郎
京都	869	松井 正彦	福井	434	髙田 厚志
広島	1855	栗原 健治	山口	957	吉田 匡宏

平成26年 9月10日付

東京	7861	奥井 信也	栃木	915	三田 照夫
新潟	2199	佐藤英太郎	広島	1856	銭原 亨
岡山	1379	松原 孝允	宮城	1018	及川 賢

平成26年 9月22日付

東京	7862	元木 高志	島根	500	塩冶 暁
鹿児島	1060	西 健吾			

登録取消し者は次のとおりです。

平成25年12月 9日付			群馬	528	小井土弘之
平成26年 5月 4日付			埼玉	1685	大山 進
平成26年 7月25日付			群馬	492	井上孝三郎
平成26年 8月 1日付			青森	701	高田 俊和
平成26年 8月 9日付			東京	2566	町田喜代春

平成26年 9月 1日付

東京	6044	天倉 幸一	千葉	2063	武田 良彦
群馬	996	髙橋 昇	島根	495	山中 慶典
平成26年 9月 6日付			大阪	2839	田中 秀和

平成26年 9月10日付

東京	6319	柳川 末夫	東京	7791	上谷 泰隆
埼玉	1108	本郷光太郎	千葉	1291	村井 雅彦
長野	2226	齋藤 庄平	新潟	1913	佐藤 進一
大阪	1162	寺岡 正	大阪	1659	妻鹿 清
大阪	1894	渡辺 謙	奈良	200	木地村 徹
福岡	1537	宮城 緋義	山形	1115	川原 政幸
徳島	282	家城 欣則			

平成26年 9月22日付

東京	5823	西村 俊夫	東京	6278	中島 誠
東京	6390	藤原 孝夫	神奈川	969	吉田 明
神奈川	1627	太田 仁	神奈川	1838	水野 義文
神奈川	2704	小島 陽	埼玉	1893	根岸 守
千葉	1057	工藤 良子	長野	2348	角 幸次
新潟	1686	中村 隆昭	新潟	1774	相川 良平
大阪	1300	井上 弦	大阪	1530	津田 安秀
大阪	1532	阪部 融	大阪	1929	宮嶌 清
大阪	2713	天野 廣	大阪	2779	阿南 裕之
大阪	2997	吉岡 誠	滋賀	251	伴 久雄
滋賀	415	大林與喜彦	愛知	715	阪野 信行
愛知	2190	奥野 遷	福井	252	小林 茂一
山口	846	森山 保男	熊本	1068	元松 敏郎
徳島	344	中山 久男	徳島	355	松本 寛
愛媛	518	山宮 昇			

ADR認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成26年 9月10日付

東京	7423	若山 誠	群馬	998	大塚 弘

平成26年 9月22日付 山口 957 吉田 匡宏

＜参考＞

平成26年10月土地家屋調査士会会員数（個人）

17,064名

ちょうさし俳壇

第354回

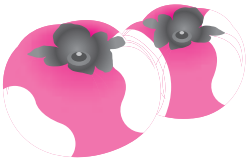

秋燕　水上陽三

学童の衣食足りたる世の案山子
警報の埒外にあり厄日過ぐ
きのふより群膨みし秋燕
あっけなく過ぎてしまひぬ金木犀
台風一過延期のことのありて空し

雑詠　水上陽三選

茨城　島田　操

未だ残る根気と気力松手入
初茸の二本に一日費やせり
紅白に別れて競ふ天高し
雀来て啄む庭のこぼれ籾
健かな老人の笛秋まつり

茨城　中原ひそむ

童心にもどりし妻に鳥渡る
夕焼けて妻の洗濯物たたむ
男にも愚痴たき日あり秋刀魚焼く
雲もなき空より真澄むダムの秋
長命は母系にありて花八つ手

東京　黒沢利久

外灯と刻一にして夕化粧
生誕の次男の日なり赤のまま
諸ものの木の葉草の香秋日和
台風の来るらし傘の雨の音
繚乱の百万本の秋ざくら

東京　雅々女

秋の浜少年の日へ駆けだせり
水銀をまぶしたるごと露葎
抱く芒雑踏の生む風に揺る

今月の作品から　水上陽三

島田　操

未だ残る根気と気力松手入

後期高齢者の作者の心意気をまづもって祝福申し上げたい。さて、松の手入れは九月から十月にかけて、新葉が十分成長した頃、手作業で古葉などを刈り透かして形を整える作業で、実に手間の掛かる作業である。したがって木の大小にもよるが、一本の松を手入れするのに数日を要する根気のいる作業らしい。

この句の背後に見え隠れする体力の衰えにご自愛を祈りたい。

中原ひそむ

童心に戻りし妻に鳥渡る

以前拝見した作者の投句から、作者は妻の看病に明け暮れる生活であるらしい。したがって、投句される作品の多くは日常の生活吟である。

空を渡る鳥の群を見上げる童心に返った妻の姿を眺める作者の心境がひしひしと胸を打つ。

黒沢利久

外灯と刻一にして夕化粧

夕化粧は白粉花のこと。香りを放って夕刻に開き、朝にはしぼんで落ちる。

日没後闇が迫ると自動的に点る外灯と同じだと言う事は、因果関係が明白で説明のそしりは免れないが、因果関係の外に何となくなまめいた余韻に共鳴して採った。

雅々女

秋の浜少年の日へ駆けだせり

人影もなく潮騒だけの静寂な秋の浜に出て、いわれなく少年のごとく駆けてみたくなった。それだけなのだが、少年の日へというフレーズによって、自らが少年の日へ引き戻されているのである。このような表現こそ俳句的表現といえる。

【ご投句方法】

◆所属の土地家屋調査士会名
◆俳号
◆俳句（一口3～5句程度）

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便：〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会 広報部係
FAX：03-3292-0059
電子メール：rengokai@chosashi.or.jp

会務日誌　9月16日～10月15日

9月

18日

第6回業務部会
＜協議議題＞
1　土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
2　筆界特定制度に関する事項について
3　登記測量に関する事項について
4　土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
5　不動産登記規則第93条調査報告書の改定について
6　新市場対応対策について
7　会員必携の確認について

24日

第2回特定認証局運営委員会
＜協議事項＞
1　新認証局において発行した電子証明書を利用した国税電子申告・納税システム等の利用に関する会員への周知について
2　日調連特定認証局の閉局に関する通知について
3　FAQの作成について

25日～26日

平成26年度第1回全国会長会議
1　連合会からの説明事項
(1) 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応について
(2) 2014日調連公開シンポジウムについて
(3) 日調連主催　実務講座～土地境界実務～について
(4) 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の様式について
(5) 懲戒処分における法務局からの全件調査委嘱に関する状況について
2　グループ討論
テーマ
1　懲戒処分における調査の全件委嘱について
2　業務領域の考え方について
3　日本土地家屋調査士会連合会の役員選任について

29日

第5回　2014シンポジウム実行委員会
＜協議事項＞
1　構成について
2　古地図展について
3　当日のタイムスケジュールと理事等の役割分担
4　今後の日程について
5　広報について
6　予算の確認

30日

第4回広報部会
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士紹介特別番組の制作について
2　土地家屋調査士試験の受験者拡大への取組みについて
3　寄附講座・出前授業に関するアンケートについて
4　「事務所運営に必要な知識」について
5　「地名散歩」の連載継続について
6　平成27年度発行の会報印刷業者の選定について
7　会員からの企画提案について
8　土地家屋調査士Q＆Aについて
9　ゆるキャラグランプリの取材について
10　平成27年度広報部事業計画(案)について
11　ホームページのリニューアルについて
12　会報のデータ化について

30日～10月1日

第1回日調連ADRセンター会議
＜議題＞
1　平成26年度日調連ADRセンターの事業執行方針について
2　ADR「認証」へ向けた事前面談について

10月

1日～2日

第4回総務部会
＜協議事項＞
1　「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応について
2　日本土地家屋調査士会連合会広報員設置規程の一部改正(案)について
3　「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」追録の作成について
4　大規模災害対策におけるバックアップ本部について
5　災害救助法が適用された地域における被災会員に関する被害状況報告への対応について
6　土地家屋調査士法人が登記申請する際の申請書及び添付書類に関する記載及び押印等について
7　連合会諸規程集の作成について
8　平成27年度総務部事業計画(案)について
9　土地家屋調査士会からの照会について

10「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の移設について
11 平成26年度第1回全国会長会議における総務部関連案件について

2～3日
第2回日調連筆界特定制度推進委員会
＜協議議題＞
1 筆界特定制度の改善へ向けた制度的措置、運用上改善の諸問題について
2 提供資料の配付等について
3 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携について
4 筆界特定制度に関する研修の実施について
5 研修要領(モデル)の作成について
6 筆界特定に関する情報の取りまとめについて

7日
第2回「地籍管理に関する国際標準化」・第2回研究テーマ「諸外国の地籍制度」合同会議
＜議題＞
1 平成26年度研究所研究テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」「諸外国の地籍制度の実態に関する研究」について
2 平成27年(度)事業の計画について

7～8日
第4回研修部会
＜協議事項＞
1 専門職能継続学習の運用について
2 新人研修の実施・検討について
3 eラーニングの拡充・整備と運用について
4 研修ライブラリの運用・更新について
5 研修用教材の運用・更新について
6 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
7 ADR認定土地家屋調査士研修の検討と啓発について
8 平成27年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の策定について

8日
第2回研究所会議
＜議題＞
1 各研究テーマについて
2 地籍問題研究会と連携について
3 平成26年度研究所事業の懸案事項について
4 平成27年度研究所事業計画(案)及び同予算(案)について

9日
第4回業務情報公開システムに関するPT
＜協議議題＞
1 業務情報公開システム構築への取組みについて
2 企業との打合せについて

10日
第7回業務部会(電子会議)
＜協議議題＞
1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
2 筆界特定制度に関する事項について
3 登記測量に関する事項について
4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
5 不動産登記規則第93条調査報告書の改定について
6 新市場対応対策について
7 会員必携の確認について

15日
第8回正副会長会議
＜協議事項＞
1 平成26年度第4回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

15日～16日
第4回常任理事会
＜審議事項＞
1 「政策要望案策定」検討チーム及び法務委員会における委員の選任について
2 日本土地家屋調査士会連合会広報員設置規程の一部改正(案)について
3 土地家屋調査士会ADRセンターの将来構想及び認定土地家屋調査士の活用に関する会員からの意見募集について
＜協議事項＞
1 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応について
2 災害救助法が適用された地域における被災会員に関する被害状況報告への対応について
3 中長期的な財政計画の策定に関する検討について
4 不動産取引におけるエスクローサービスへの対応について
5 2014日調連公開シンポジウムにおける「境界紛争ゼロ宣言!!」の宣言文について
6 国際化及び国際協力部門の設置について

国民年金基金から

第58回代議員会が開催されました

去る9月19日、シティ音羽・キンダイ会議室(東京都文京区)において代議員会が開催され、平成25年度決算が審議の上、可決承認されましたのでご報告いたします。

議決事項

第1号議案　平成25年度国民年金基金決算について

年金経理

年金経理とは、将来年金を支払うための資産並びに年金、一時金給付に関するものです。収入は加入員から納められた掛金と資産運用による収益が主なものです。支出は年金給付費、一時金給付費、中途脱退移換金、運用委託金融機関に対する報酬などです。

損益計算書

○自平成25年4月1日　至平成26年3月31日

(単位：千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
給付費	738,903	掛金収入	560,421
移換金	73,817	受換金	10,903
還付金	5,432	負担金	8,322
拠出金	278,210	運用収益	1,278,637
運用報酬等	39,864	交付金	377,453
運用損失	0	積増金	505,583
返納金	0	不足金	0
責任準備金増加額	1,070,416		
剰余金	534,677		
計	2,741,319	計	2,741,319

貸借対照表

○平成26年3月31日現在

(単位：千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	160,798	流動負債	76,221
固定資産	21,325,555	支払備金	125,691
基本金	4,450,932	責任準備金	25,162,848
		給付改善準備金	13,618
		基本金	558,907
計	25,937,285	計	25,937,285

業務経理

損益計算書

○自平成25年4月1日　至平成26年3月31日

(単位：千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
事務費	21,789	掛金収入	30,561
代議員会費	815	交付金	0
事業費	5,899	雑収入	32
雑支出	1,267		
剰余金	823		
計	30,593	計	30,593

貸借対照表

○平成26年3月31日現在

(単位：千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	83,757	流動負債	2,840
固定資産	588	基本金	81,505
計	84,345	計	84,345

第2号議案　代議員選挙について　※1

第3号議案　土地家屋調査士国民年金基金規約の一部を変更する規約について　※2

※1　国民年金基金では、3年に一度、各ブロック会より推薦された代議員候補者による代議員選挙が行われます。

※2　(1)国民年金法の改正による延滞金の利率について

(2)個人型確定拠出年金の事務処理体制の見直しに伴う変更について

(3)業務委託会社の解約に伴う別表第9の変更について

老後の生活費ってどのくらい！？

高齢世帯の平均的な生活費

基礎的な生活

●高齢者世帯の基礎的な生活費は、ひと月約27万円

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯の消費支出（月平均）

食費	住居・光熱水道	家具・家事用品 被服等	保健医療	交通・通信 教養娯楽	交際費 その他の消費支出	直接税 社会保険料
60，459円	37，215円	16，655円	15，106円	51，393円	61，770円	29，857円

基礎的な支出額

272，455円

夫婦2人の老齢基礎年金月額

約13万円（平成26年度額）

平均的な生活

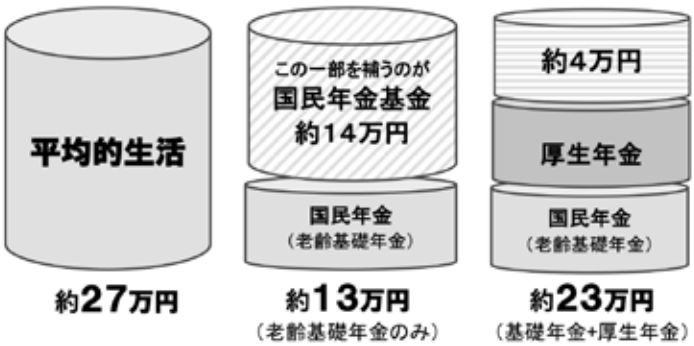

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの
無職世帯の平均的な老後の生活費

1ヶ月約27万円

（平成25年総務省家計調査）

・老後に必要な生活費は、高齢者の世帯の支出では月額約27万円。65歳からの18年間(男性の平均余命)を単純計算すると約5,800万円の生活費が必要となります。
一方、国民年金は夫婦2人で満額約2,800万円であり、より豊かな老後生活を確保するためには、国民年金基金が重要となります。

・基金の1口目の掛金額は、加入時から60歳まで毎月支払う金額です。
1口目は2口目よりも金額が高いですが、年齢が若ければ若いほど金額が安いので、1口目だけでも早期に加入されておくと、断然お得です！！

いい　みらい
11月30日は「年金の日」です。
～あなたの年金について考えてみましょう～

土地家屋調査士国民年金基金　フリーダイヤル：0120－145－040

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて

セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID 認証サービス」(以下「新認証局」という。)が発行する電子証明書は、電子ファイルです。
当該電子ファイルは、専用のダウンロードツールを利用して、お手持ちのパソコンにダウンロードしていただく必要があります。
以下、ダウンロードの手順の概要について、説明します。

1　連合会ホームページ「会員の広場」から、ダウンロードツールを取得してください。
※　ダウンロード方法の詳細を記載したマニュアルもご用意しておりますので、ご覧ください。

2　1でダウンロードした電子証明書ダウンロードツールを使って、電子証明書を取得してください。

※　電子証明書のダウンロードには、本人限定受取郵便に同封の「セコムパスポート for G-ID　土地家屋調査士電子証明書識別番号及びPINコードのお知らせ」に記載されている識別番号及びPINコードの入力が必要です。

※　電子証明書は、ダウンロード開始から1時間を経過すると再度ダウンロードできなくなります。

3　ダウンロードした電子証明書は、すぐにご利用いただけます。

※　PDFへの署名には環境設定が必要となります。詳細は、「登記・供託オンライン申請システム」ホームページに掲載されている「PDF署名プラグイン操作説明書」をご覧ください。

ご注意！

1　新認証局から本人限定受取郵便を受け取りましたら、**必ず速やかに電子証明書をダウンロードしてください。**

2　電子証明書をダウンロードしましたら、電子証明書の記載事項を確認の上、同封の受領書に記載の**「ダウンロード及び受領書返送期限」までに受領書を日本土地家屋調査士会連合会までご返送又はご持参ください。**

3　期限までに受領書が連合会に送付されない場合は、電子証明書が取消され、利用できなくなる場合がございます。また、**ダウンロードを実施せずに「受領書」をご返送いただいても、一定期間経過後に電子証明書は削除されます**ので、ご注意ください。

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書を用いたオンライン登記申請に必要な環境設定について

詳細の手順書などにつきましては、連合会ホームページ「会員の広場」の「オンライン登記申請関係」に掲載しておりますので、ご参照ください。

1　コントロールパネルの「プログラムと機能」において、連合会が提供していた次のツール類をアンインストールする。
（1）ICカードドライバ（日本土地家屋調査士会連合会向けICカードドライバ（Standard-9M））
（2）電子署名プラグインソフト（SignedPDF）
（3）XML署名ツール（XMLインストーラ）
（4）ICカード検証ツール（ICカード検証ツール Setup）
※　括弧内は、「プログラムと機能」において表示される名称です。
※　当該手順は、（1）～（4）のツール類をインストールしていない、又は、既にアンインストールしている場合においては、必要ありません。
※　ICカードドライバをアンインストールすると、連合会特定認証局が発行した電子証明書（ICカード）が利用できなくなります。

2　「登記・供託オンライン申請システム　登記ねっと・供託ねっと」から、「申請用総合ソフト」をインストールする。
※　当該ソフトのご利用に当たっては、ご利用のパソコンに、Microsoft社の.NET Framework4又は.NET Framework4.5がインストールされている必要があります。
※　当該ソフトを既にインストールされている場合は、必要ありません。
※　詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム　登記ねっと・供託ねっと」（http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/）をご確認ください。

添付情報に電子署名をしない場合は、ここで終了です。

3　図面以外の添付情報（PDF）に電子署名をする場合
「登記・供託オンライン申請システム　登記ねっと・供託ねっと」から、「PDF署名プラグイン」をダウンロードし、インストールする。
委任状や不動産登記規則第93条不動産調査報告書等に電子署名を行う場合に設定してください。
※　当該ソフトを既にインストールされている場合は、必要ありません。
※　詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム　登記ねっと・供託ねっと」（http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/）をご確認ください。
※　平成27年2月まで連合会特定認証局が発行した電子証明書（ICカード）を併用する場合は、当該手順の後に、ICカードドライバをインストールしてください。

4　図面ファイル（XML、TIFF）に署名をする場合
連合会ホームページ「会員の広場」から、「XML署名ツール」をダウンロードし、解凍する。
地積測量図や建物図面等に電子署名を行う場合に設定してください。

もしもこんなことが起こってしまったら？

作業用具が落下し、駐車中の自動車に損害を与えた。

事務所のベランダに作業用具を積んでいたところ、強風により作業用具が落下し、階下に駐車していた他人の自動車に当たり損害を与えてしまった。

修理代（代車代を含め）として、360,220円の請求を受ける。

お役に立ちます！！
土地家屋調査士賠償責任保険

解決内容

＜土地家屋調査士の責任＞

事務所管理上、過失は免れず有責と判断

＜解決方法＞

示談（注：保険会社による「示談交渉サービス」はありませんが、賠償問題が円満に解決するよう、ご相談しながら進めさせていただきます。）

＜保険適用＞

修理代（代車代を含め）360,220円を妥当な損害額として認定

～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

（有）桐栄サービス　担当：三神

TEL：03-5282-5166

秋田会

「自家焙煎コーヒーの勧め」

大館能代支部　千葉　勉

『会報あきた』第145号

私が自己流で行っている、コーヒー豆のフライパンでの焙煎方法を紹介します。

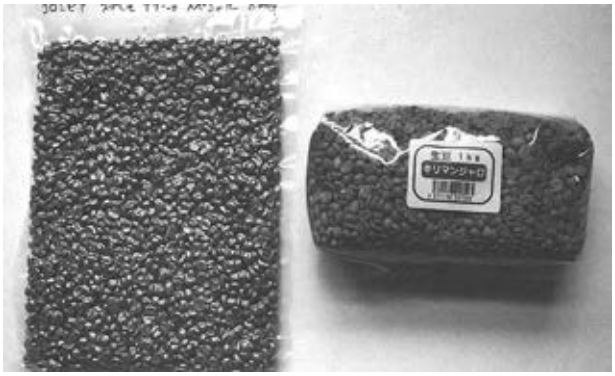

生豆はネットショップを利用するか、コーヒー豆専門店（盛岡）で購入しています。

フライパンの底が隠れる程度豆を入れます。一回当たり、250g位でしょうか。

フライパンと木ベラを使って焙煎します。

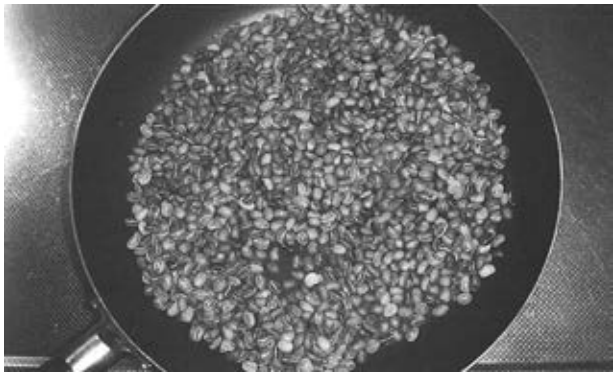

家の一番大きい口径のコンロで中火で煎った場合10分程で豆が狐色になります。

煎りムラが出ないように木ベラでひたすらかき混ぜます。

15分位で1ハゼ(パチッと)が来ます、

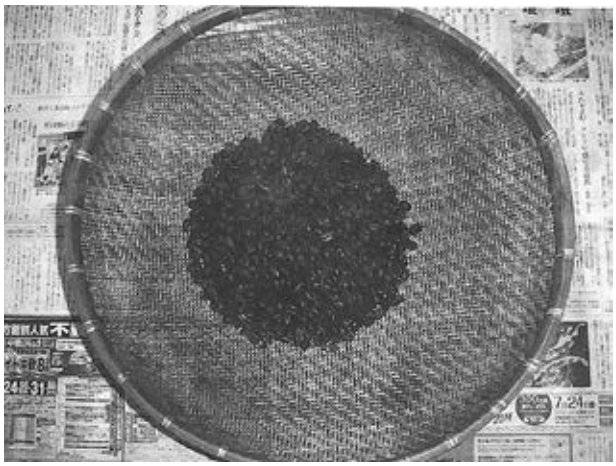

焙煎後の豆をザルに移し、

20分弱で2ハゼが来ますので、後はお好みで2ハゼの途中で火を消して完了です。

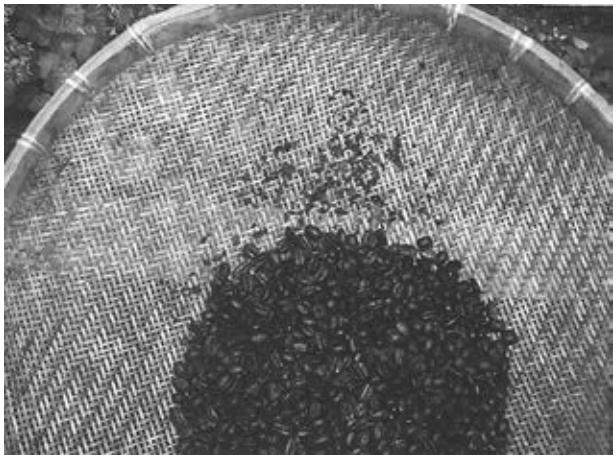

攪拌して豆とチャフに分けて、団扇でチャフを扇ぎ飛ばします。

これを数回繰り返して、チャフをできるだけ除去します。

焙煎後にチャフ(ゴミ)を除去するためザルと団扇を使います。

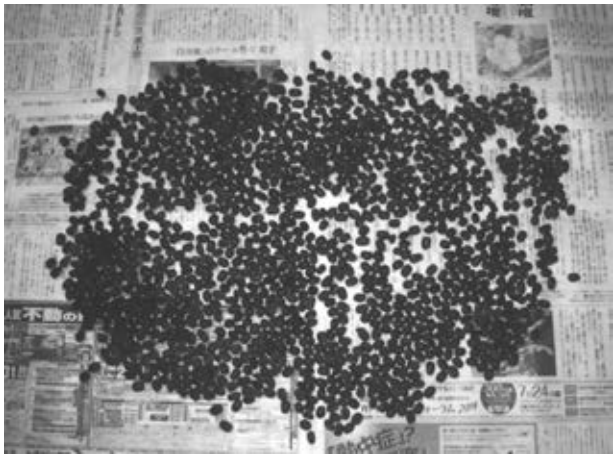

新聞紙などに平らに広げ、豆の荒熱を取ります。

容器に入れて焙煎完了です。

以前は焙煎された豆を購入していましたが、私が美味いと思うコーヒーを抽出する事が出来ませんでした。そこでためしに生豆を購入し、フライパンで焙煎して見たところ、今迄購入していた豆はなんだったんだと思う程美味いコーヒーを飲む事が出来ました。確かに手間ですが安くて美味いコーヒーは自家焙煎に限ります。ちなみに豆の値段は焙煎された物の半額ほどで購入できますので非常にお得だと思います。

コーヒー好きの方は試してみてはいかがでしょうか。

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 26 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

近畿ブロック協議会

記

開催日時
　平成27年1月24日（土）午前10時　開始
　平成27年1月25日（日）午後　5時　終了
開催場所
　大阪府大阪市住之江区南港北1-7-50
　「ホテルコスモスクエア国際交流センター」
　電話 06-6614-8700　FAX 06-6614-8719
申込手続
　受付期間
　　平成26年12月1日（月）～平成27年1月9日（金）
　申込先　所属する土地家屋調査士会事務局

北海道ブロック協議会

記

開催日時
　平成27年1月29日（木）午後1時　開始
　平成27年1月31日（土）午後4時　終了
開催場所
　北海道札幌市中央区南4条西6丁目8番地
　　晴ればれビル8階
　「札幌土地家屋調査士会」
　電話 011-271-4593
申込手続
　受付期間
　　平成26年12月1日（月）～平成26年12月24日（水）
　申込先　所属する土地家屋調査士会事務局

受講対象者
　開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員。
　なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

告知板

土地家屋調査士新人研修修了者

平成26年度土地家屋調査士新人研修(関東ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

関東ブロック協議会(139名)

東京会(48名)

川崎　丈二	古賀　辰啓
永井　忠久	浅利　常雄
矢尾板真吾	稲吉　伸輔
今西　幹	藪谷　寛
松本　いづみ	川又麻希子
石井　修	落海　一哉
土屋　貴弘	篠田純一郎
佐藤　正幸	定榮　豪
三村　誠	島崎　清子
荒井茂登美	市川　潤
雨宮　秀仁	佐倉　知子
勝田　千尋	永倉　洋平
小川　智也	鳥井　貴之
榊原　武	泉水　修司
根岸　修	宮地　幸夫
佐々木茂之	奥山　政知
庄司　崇宏	橋本　真
渡邉　輝夫	青木　法篤
石川　俊之	浅沼　伸弘
下平　翔吾	矢野　信義
鈴木　直人	鈴木　由幸
山中　徳文	小池　寿人
村重　瞳	柳川　貞誉
古川　敏治	澤田　一穂

神奈川会(17名)

奥　匡史	荒井　満
小田島　薫	安武　正滋
赤尾　茂	廣岡　雅和
内藤　武夫	中田　健二
田中　明子	小澤太香雄
佐藤　哲也	勝部　真也
麻生　賢二	小菅　誠
上本　敏行	松田　栄作
川上　慎治	

埼玉会(14名)

達脇　清将	大谷　和孝
飯田　崇	小髙　直行
濵田　和秀	道正　尚志
吉田　直紀	加藤　洋一
木村　千種	髙栁　雅之
山腰　哲矢	棚澤　顕浩
末永　廣志	高森　雄

千葉会(14名)

押鐘　純子	中村　誠
森川　和直	細井　大輔
山口　大助	齋藤　孝保
木津　征臣	小沼　勝広
木村　真梨	宇津木崇明
阿部　誠一	伊東　義晴
福田　健	森田　和雄

茨城会(2名)

髙島　和宏	石井　広子

栃木会(6名)

吉原　成年	原　康幸
山士家光幸	小林　収
小林　昌郎	星　洋介

群馬会(9名)

大竹　浩史	小林　修二
菊地　宏介	齊藤　聡太
若林　修司	吉岡　崇
大澤征三郎	神宮　教良
桜井　信雄	

静岡会(14名)

市川　大二	東　篤志
松下　晴彦	斉藤　伸
髙須　一暢	山田　武男
矢部　和孝	植松　悟
渡瀬　誠人	安本　耕治
渡邉　由佳	下川　和也
大澤　一朗	松野　五郎

山梨会(2名)

斉藤　好孝	大野　裕達

長野会(8名)

小池　悠	小池　健太
浦野　泉	宮澤　利光
國枝　昌之	竹田　元
上原　宏樹	髙木　佳克

新潟会(5名)

佐藤　隆	五十嵐久美子
五十嵐　淳	山田　貴広
瀧沢　則夫	

(順不同・敬称略)
計139名

お知らせ

特定認証業務の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行について

連合会では、現認証局が行っている電子証明書の発行業務を、「電子署名及び認証業務に関する法律」における認定を受けた民間の認定認証事業者であるセコムトラストシステムズ株式会社に委託することとし、同社が運営する「セコムパスポートfor G-ID認証サービス」（以下「新認証局」という。）から電子証明書の発行を開始する手続を進めておりますので、今後の予定についてお知らせいたします。

1　現認証局で発行した電子証明書の利用可能期間

2015年（平成27年）2月下旬をもって、現認証局において発行したすべての電子証明書を失効します。失効手続後は、電子証明書の有効期限に関わらず、すべてのICカードの利用ができなくなります。

2　新認証局が発行する電子証明書の利用申込み

(1) 利用申込書の送付対象

本年1月1日以降に、1日でも現認証局が発行した有効な電子証明書を保有されていた会員につきましては、新認証局が発行する電子証明書の利用申込書を連合会から9月5日に郵送しています。

(2) 利用申込書送付を希望する会員

現認証局において、電子証明書を保有されたことがない会員及び電子証明書の有効期限が昨年12月31日以前のものを保有されている会員につきましては、利用申込書送付希望が必要になります。利用申込書送付希望の方法につきましては、連合会ホームページをご覧ください。

3　新認証局における電子証明書の発行

(1) 必要書類等

電子証明書の発行には、①利用申込書※、②公文書（住民票の写し・印鑑登録証明書）、③発行負担金（領収書のコピー等）、④戸籍謄（抄）本（職名等を登録している会員）が必要です。

※連合会において、土地家屋調査士名簿の情報から、氏名や住所等の必要事項をあらかじめ印字した利用申込書を送付します。その利用申込書の記載事項と必要書類となる公文書の記載内容が一致していることが、電子証明書を発行する条件の一つとされていますので、氏名や住所に変更がある場合は、土地家屋調査士名簿に係る登録事項変更の手続を行っていただくことが必要になります。

(2) 利用申込みの受付開始

利用申込書の送付開始をもって利用申込書の受付の開始となります。

連合会では、送付された必要書類等の確認を行い、不備のある場合は、適正なものになるようその対応を行いますので、なるべく早期にお申込みいただきますよう、ご協力をお願いします。

(3) 発行開始

本年10月末から電子証明書の発行を開始する予定としていますが、日々に発行できる枚数には限りがあります。発行に必要な書類が調っていることの確認ができた会員から、保有するICカードの残存する有効期限を考慮し、発行することとしております。

(4) 発行負担金

電子証明書の発行に係る負担金は10,000円（税込）です。ただし、現認証局において発行した電子証明書の有効期限の残存期間に応じて、最初に発行する電子証明書に限り、次のとおりとします。

日調連特定認証局において発行した電子証明書の有効期限が該当する区分	発行負担金
2018/10/16 ～	1,000円
2018/ 4/16 ～ 2018/10/15	2,000円
2017/10/16 ～ 2018/ 4/15	3,000円
2017/ 4/16 ～ 2017/10/15	4,000円
2016/10/16 ～ 2017/ 4/15	5,000円
2016/ 4/16 ～ 2016/10/15	6,000円
2015/10/16 ～ 2016/ 4/15	7,000円
2015/ 4/16 ～ 2015/10/15	8,000円
2014/10/16 ～ 2015/ 4/15	9,000円
～ 2014/10/15	10,000円

※この金額は、2016年(平成28年) 3月31日(消印有効)までに連合会に到着した電子証明書利用申込書について適用します。
※平成26年第2回理事会決議により定められたものです。

(注)電子証明書の発行や失効(取消)の手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等に則って手続を行わなければならないことから、会員各位にお手数をおかけすることもありますので、この旨ご理解、ご協力をお願いいたします。

移行スケジュール

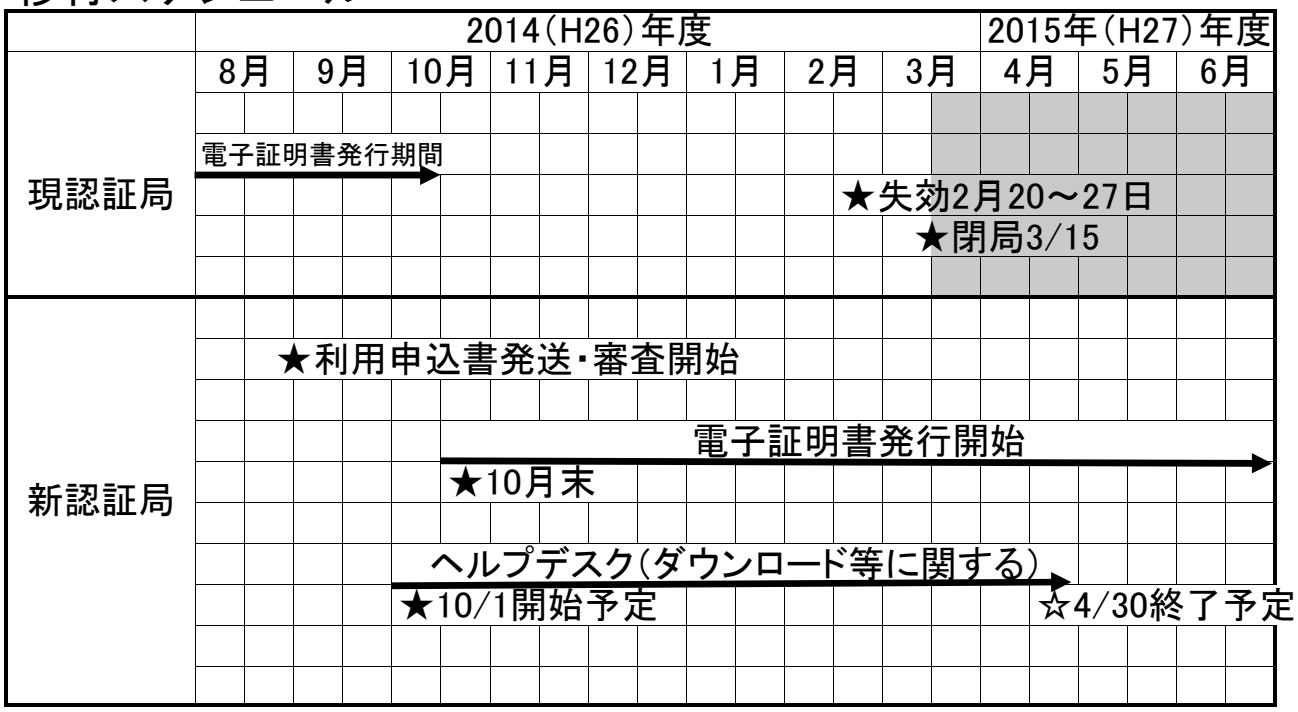

編 集 後 記

「人生を豊かにするコミュニケーション」vol.1

今月号からは、「コミュニケーション」について、引続き上野先生のご見識を拝借しながら進めていきたいと思います。

先ずはコミュニケーションの基本であり、しかし、よく間違ってしまいがちなところからお伝えしましょう。

それは「自分の話し方をどうしたら良いのか悩むこと」です。

代表的な話として、人には優しく接するのが良いのか、厳しく接するのが良いのかという常に古く、また新しい疑問があります。これらを「どちらが良い」と考えてしまうのが、間違いの始まりなのです。

一体何が間違いなのでしょうか。

日常の場面で考えてみましょう。優しく接したことで「この人には裏がある」と見る人もいるかもしれませんし、厳しく接したことで「この人には愛がある」と思う人もいるでしょう。逆もまた然りです。

こちらが伝えたかったことはそんなことじゃないのに、相手には勘違いして受け取られてしまったという経験は、誰しも一つや二つではないと思います。

その理由は、コミュニケーションの持つ基本性質にあります。

それは「相手によって受け取り方が違ってしまうもの」ということなのです。

もちろん、最低限のマナーに気を配るなどは当然のことですが、実際、相手がいる以上、自分がこうしたら相手に好影響を与えられるなどと決めてしまえるものではないわけです。受け手側の環境が、伝わり方に大きな影響を与えるようです。

そこで大切になってくるのが、相手の反応を観る(≠見る)視点です。コミュニケーションは互いの反応を確かめ合って前進させるもの。だからこそ、こちらが伝えたことよりも、実際に相手に伝わったことが何なのかを知る必要があるわけです。

さて、どう伝わったのかを知る為には、二つの方法があります。

一つは直接的に「私の話をどう思いましたか？」と尋ねてみることでしょう。

もう一つは言葉尻にとらわれず、相手の態度で反応を観察することです。自分が何かを伝えたなら、相手は必ず表情や声のトーンなどで反応を示してきます。「言い繕う」という表現があるように言葉は常に本心とは少し違うものが表現されがちです。本心、つまり実際の感情の動きは、態度に表れるものなのです。

相手に今思っていることを尋ねること、そして相手の態度を観察すること。それがコミュニケーションを円滑にさせる大切な要素なのです。

土地の測量にあたり、隣接所有者にはできるだけ直接出向いて挨拶するように心がけています。確かに、一度顔を合わせているとその後の話しがスムースになるような気がします。

報告的な会議であれば、インターネットを利用した会議は有効性を発揮しますが、何かを決めるための会議は膝を突き合わせてでないといけないのでしょうね。

広報部次長　金子正俊(大阪会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　　1部　　100円
　　1年分　1,200円
送料（1年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　林　千年

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社